

平成 27 年（2015 年）3 月 28 日

## 神奈川県最低賃金を時給 1000 円以上にするための意見書

小越 洋之助

（國學院大學名誉教授、労働総研代表理事）

## I 現行最低賃金制の変遷—制度の目的との関連での問題点 1 (2)

- (1) 日本の最低賃金法の成立とその変化—生計費との関係、その位置づけ (2)
- (2) 今日の生計費水準について (6)
- (3) 「労働力の質的向上」「事業の公正な競争」にならないこと (8)
- (4) 結論 (9)

## II 近年の非正規雇用の実態と現行最賃制の特徴と問題 (10)

- (1) 非正規雇用の存在形態の変化 (10)
- (2) 現行最賃制の特徴と問題 (20)
- (3) 結論 (29)

## III 現行最賃制の問題点 2「生活保護との整合性」になっていないこと (30)

- (1) 最低賃金と生活保護の「整合性」の指標の選択プロセス (30)
- (2) 最低賃金と生活保護の「整合性」の算定式の問題点 (34)
- (3) 結論 (41)

## IV 現行最低賃金制の問題点 3—決定基準（決定要素）に「事業の賃金支払能力」を残していること (42)

- (1) 「通常の事業の賃金支払能力」の規定とその解釈について (42)
- (2) 国際比較上の「支払能力」規定の位置 (45)
- (3) 結論 (47)

## V 原告が主張する最賃制時給 1000 円以上の根拠 (48)

- (1) 日本の生計費との比較(48)
- (2) 学歴別初任給比較(48)
- (3) 最低賃金制の水準の国際比較(52)
- (4) 現実の市場賃金の動向(54)
- (5) 結論 (55)

## 補足 1 國際連合における「経済的、社会的および文化的権利に関する委員会」

（社会権規約委員会）「日本の第3回定期報告書に関する総括所見 (56)

## 補足 2 「全国平均時給 1000 円を目指す」を直ちに実現を。同時に地域格差の拡大を収束させ、それの大膽に縮小を (57~60)

## 補足 3 ILO 総会に向けた条約勧告適用専門家委員会報告 (61)

私は今回の最低賃金制裁判において、提訴した人々が切望しているように最低賃金を時給 1000 円以上に直ちに引き上げることを支持し、上記の章立てで課題を分類・分析し、その根拠・理由について結論部分で述べたい。

## I 現行最低賃金制の変遷—制度の目的との関連での問題点 1

### (1) 日本の最低賃金法の成立とその変化—生計費との関係、その位置づけ

#### ◆労働基準法・最賃法の理念・目的

最低賃金制（または最賃法）は、労働基準法第28条～31条において規定されていた。

日本の最賃制が発足した1959年法（業者間協定方式、その地域的拡張方式を規定した法律）が制定されたことで、労働基準法では第28条～31条は項目のみを残すのみで、内容の条文が削除され、新設された最賃法に移行している。つまり、最賃法は労働基準法の目的の一環として成立している。

#### 労働基準法 第1条（労働条件の原則）において

「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、第2項では「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るようにつとめなければならない」と規定している。

厚生労働省労働基準局編『労働基準法解釈総覧』によれば、「人たるに値する生活」の趣旨は「労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充たすべき労働条件を保障することを宣言したものであって、本法各条の解釈にあたり基本観念として常に考慮されなければならない」（48頁）と説明している。

そうであるから、最低賃金制は、その法定最賃水準が労働者に「人格として価値ある生活を営む必要を充たすべき労働条件を保障すること」を「基本観念」としなければならない。すなわち、この法律は正規労働者であれ、非正規労働者であれ、また、男女や雇用形態のいかんを問わず、所定年齢以上の労働者は適用対象者であり、本人がフルタイム就労すれば、人格として価値ある生活ができる、「人たるに値する」最低賃金でなければならぬ、ということを宣言している、と見るべきである。

その視点から日本の最低賃金制の歴史を振り返りたい。最低賃金制の「目的」について、①1959年法では「第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」となっていた。

②この目的は2007年（平成17年）12月5日公布の「改正最低賃金法」において以下のように改正された。

#### 第1条（目的）

「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」

当局の公式見解と思われる労働調査会の文献では「最低賃金制度の目的は、第一義的には、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることであり、

第二義的には、こうした制度の実施によって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正競争を図ることであり、究極的には国民経済の健全な発展に寄与しようすることであるが、こうした制度の目的は従来と変わるものではないこと」<sup>1</sup>と解説されている。労働基準法第一条、および最低賃金法第一条の目的に照らして、日本の最低賃金制の現実はどうであったか。私はまず、この検証から始めたい。

その際、「最低賃金決定の原則」についての理解は不可欠である。

最低賃金法（1959年法）では、

「最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」（第三条）と規定していた。

2007年（現時点）の「改正現行最賃法」では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」（第九条二項）として最低賃金決定の「三原則」を規定している。

2015年（現時点）から1959年までは実に56年の歳月を経ている。半世紀前から続いているこの原則について、ここでは主として「労働者の生計費」について、過去にどう取り扱われてきたかを以下指摘していきたい。（他の指標は後述する）

それでは、労働基準法第一条、および最低賃金法第一条の目的に照らして、日本の最低賃金制の現実はどうであったか。私はまず、この検証から始めたい。

#### ◆日本の最低賃金法の成立の経緯—業者間協定方式から出発

日本の最賃法は1959年業者間協定方式、その地域的拡張方式を中心として成立した。この最賃法は高度成長期の中卒業者の人手不足に対して、当時の官僚が地域にある中小業者団体に「中卒女子初任給」協定を締結させ、これを労使公益三者同数構成の「最低賃金審議会」を通過させて「最低賃金法」と名乗ったことが嚆矢である。これは当時まだ払拭できなかった欧米諸国の「ソシアルダンピング」批判をかわし、ともかくも貿易摩擦回避に対処するために最賃法を成立させる、という動機から発生した。（実際、GATT加盟後の1955年頃に「1ドルブラウス」問題、つまりアメリカにおいて2ドルで売られているブラウスが、日本の製品は1ドルで輸出され、瞬く間に前年の10倍の輸出量となったという事件が発生し、アメリカ企業は対日輸入制限法案の提出を議会に働きかけ、「包括輸入制限法案」が提出される気運になった。<sup>2</sup>

労働組合は当時主流であった総評が1951年の「賃金綱領」で「いかなる労働者にも8000円」の最賃制を要求していた。この1959年法は外圧（対米貿易摩擦）をかわし、当時深刻になってきた中小企業の若年労働力不足に対処する、というものであった。

日本最賃法は当初から、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」という目的で決定されていない。

すなわち、対米貿易摩擦を緩和し、業者団体を作れる範囲の中小企業の同業者間協定（静岡県缶詰協会所属の缶詰調理工の中卒女子初任給協定）から出発している。また、その水

準は、高度成長期の若年労働力不足に対して、業者間で初任給のカルテルを締結する意図から行われたもので、「労働者の生活の安定」のために行われたものではない。初任給が上がりすぎ、経営を圧迫するという動機で同業者間の協定が行われたのであるから、背後には「事業の賃金支払能力」という決定基準が影響していたのである。

#### ◆ 「最低賃金審議会の調査審議に基づく方式」（1968年法）

業者間協定方式は上昇する初任給上昇に対応できず、むしろこの賃金協定は初任給引き上げ抑制の「賃金カルテル」とすらなった。また、制度上は業者が提案した協定案をそのまま最低賃金審議会で通過させるものであったから、<sup>3</sup>労使対等原則を定めた ILO 第 26 号条約（最低賃金制度の創設に関する条約）に違反するとして、労働団体からは「労使対等」でない「ニセ最賃」との批判が広がった。

このような経過から、1959年法は廃止され、1968年の「最低賃金法の改正」となった。この改正最低賃金法では「最低賃金審議会の調査審議による方式」（法 16 条方式）が主体となった。<sup>4</sup>業者間協定のような狭い業者の範囲でなく、地域ごとの産業別に包括的に最低賃金を定めることとした。（例えば神奈川県輸送機械製造業、東京都小売業最低賃金など）

1968年法の成立期から1970年代の時期の特徴を整理すれば、以下のようになる。

第1は、1960年代後半から当時の低賃金層の「底辺」が、次第に中高年女子労働力に移行していくことが挙げられる。大企業およびその系列企業は新規学若年卒労働力を基幹労働力として大量採用するなかで、中小零細企業の労働力不足は深刻化し、それが枯渉する中で、1960年代後半から中卒女子から中高年女性パート労働の活用に変化していった。1968年法の適用対象者の中心は当時の低賃金層の底辺の構造変化において、このような中高年女性層であり、その所得は総じて「家計補助的」とみなされ、その賃金は「一人が独立して生計を立てる賃金」である必要性がない、とみなされていた。

第2に、もう一つの適用対象者は、零細企業の労働者である。この労働者層は、食料品製造業、繊維産業、機械金属製品製造業、卸売小売業など、新設の産業別最低賃金に影響される層であった。

第3は、1970年代より都道府県別に地域を包括した最賃が登場し、これがやがて主流となる。これが現行最賃法で決定されている都道府県別に設定する「地域別最低賃金」である。○○県最低賃金という地域別最賃は産業・業種の関係なく、当該地域を包括できる利点があった。一時期、産業別最賃と地域別最賃の併立時代があり、産業別最賃は地域別最賃よりも最低でも1割以上高く、この点が日本経団連による産別最賃廃止要求の理屈となった。経済界は「屋上屋を重ねる」とる産別最賃に反対し、結局は地域別最賃に収斂し、産業別最賃は現在では「特定最賃」となった。

第4は、インフレを背景とする労働組合の制度闘争と中賃「目安」の登場である。この点は現在でも最賃決定に影響しているので、以下展開しておきたい。

### ◆中央最低賃金審議会（中賃）の「目安」の登場の背景とその機能

1960年代終りから1970年代前半にはインフレーションが広まり、春闘も活発化し、賃金引上げが拡大する時代であった。初任給の継続的な上昇も1974年のピークまで続いた。その後インフレ高進が残る1975年、当時の労働4団体（総評、同盟、中立労連、新産別）の労働組合は「国民春闘」の柱として全国一律最低賃金制の確立で共闘した。また、野党4党（社会、共産、公明、民社）は全国一律最低賃金制の確立で共同法案を提出した。労働組合はストライキを構えたがそれは中止され、法案の扱いは中央最低賃金審議会（中賃）に委ねられた。当時の公益会長、金子美雄氏によって示されたのは「全国一律最賃制」の考え方の中には「最賃の全国的整合性」があるとして、4党法案を廃棄し、地方の最賃審議の前に、中賃が全国をABCDの4地域に区分し、「引上げ額の目安」を出す、というものであった。これが今日まで続く「中賃目安」である。引上げ額であるから、最賃実額は分からぬ。また、「目安」であるから、地方の審議を拘束しない、というタテマエである。

また、この時期、行政当局は「賃金改定状況調査」を行い、これを後述する「中賃目安」答申（1977年、実施は翌年）の誘導指標としたのである。その点からみれば、最賃の誘導指標として選択したのは生計費ではない。最賃制の目的である「労働者の生活安定」ということは、この最賃法の改正、また、その後のインフレにおいてはせいぜい「類似の労働者の賃金」指標までであって、支払能力規定の影響は一貫して続いている。

### ◆中賃「目安」方式の現状・実態

この「目安」は最賃法には規定がなく、運用で行なっているが、事実上地方の審議を拘束するものとなった。地域別最賃改定は、法律では地方の最低賃金審議会が審議し、地方の基準局長に諮問し、労働基準局長が決定する、というタテマエである。つまり、審議会は諮問機関であり、決定権は厚生労働大臣、地方では労働基準局長にある。この側面から16条方式は「職権方式」とも呼ばれていた。「目安」では「賃金改定状況調査」（通称6月調査）による30人未満の零細企業賃上げ率）が最賃決定の誘導指標になっていた。

「目安」が登場した数年間は一定の最賃額の引き上げが行われたが、その後は上げても「目安」への上積みは〇円程度という時期が長期間続いた。

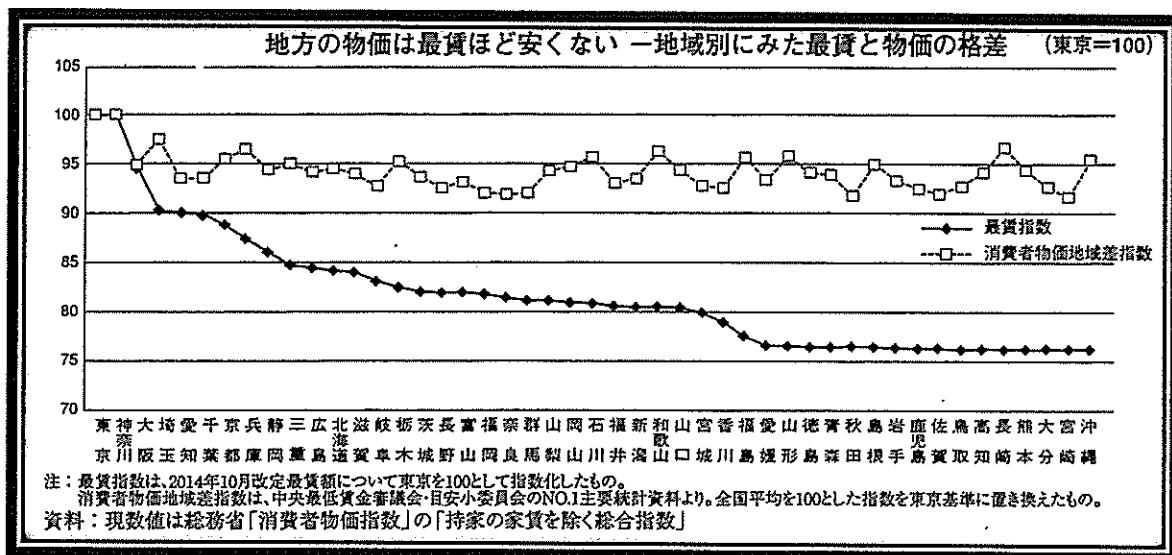
また、地方最低賃金審議会（地賃）では、最低賃金引上げが最低賃金未満の労働者のどの位の労働者に影響するか、という「影響率」指標が重要な判断材料となってきた。各地域の審議会では「影響率」を微温的に留める運用が継続し、日本の最賃制はその水準において諸外国から大きく遅れ、同時に地域別最賃の地域格差を拡大する原因になったのである。

現在では「目安」に何円上積みするか、が事実上地方最低賃金審議会（地賃）の役割になっており、「中賃目安」発足期にあった「ランク間格差縮小」や「下位ランクの上位ランクへの移動」などは最近では議論にすらならなくなってしまった。すなわち四野党共同法案の全国一律制の趣旨は顧みられないだけでなく、審議会委員には「最賃の全国的整合性」が登場した過去の経過すら知らない者が多いという状況となっている。

## (2) 今日の生計費水準について

以上、現行最賃制の水準について、その最も重要な決定基準である労働者の生計費が無視されてきたことを述べてきた。それで最賃と物価との関係、単身者の生計費水準はいくらか、ということについて、若干ふれておきたい。

図1 最低賃金水準と物価水準



(出所)『2015年国民春闇白書』41頁

図1は2014年の地域別最低賃金額の指標は東京=100として指数化したものである。(太線で表示)それと地域の物価水準(総務省「消費者物価地域差指標」と対比したものである。消費者物価指標を生計費指標に代理したとしてみれば、最賃水準はどの地域でも物価水準とかい離している。すなわち、地域の物価水準は最低賃金水準よりも高く、最賃額が物価水準に追い付いていないことを意味している。

### ◆ 単身世帯の最低生計費試算

既に指摘したように、労働基準法の一角として分離した最低賃金制は、正規労働者であれ、非正規労働者であれ、また、男女や雇用形態のいかんを問わず、所定年齢以上の労働者は適用対象者である。本人がフルタイム就労すれば、人格として価値ある生活ができる、「人たるに値する」賃金でなければならない、ということを宣言している、と筆者は考えている。したがって、単身者でもフルタイムで労働すれば、人並みの生活がおくれるような賃金水準の確保ができなければならないはずである。

では、単身世帯が暮らすのには最低いくら位の金額が必要か。これについては従来十分に利用できるに足りる公的データはなかった。(人事院が出す単身世帯の「標準生計費」などは実態からかい離し、お話しにならないほど低くて現在でも使えない)そこで、佛教大学金澤誠一教授を中心とした全労連・労働総研調査チームによる綿密な生計費調査が行われ

た。この調査報告ではさまざまな世帯類型について現地の実態調査を行った。単身世帯としては25歳単身男性をモデルとし、埼玉県と北上市を選定して当該地域の生計費をいわゆる「マーケットバスケット方式」(通称「買い物かご方式」)により、厳密な生計費比較を行った。そのデータの信憑性はきわめて高い。<sup>5</sup>

埼玉県と北上市についての当該地域の調査結果(単身世帯(25歳単身男性))については、その最低生計費についてみると、概略以下の結果となった。

\*住宅費と光熱水道費、交通費は相互に相殺される。

首都圏ではたしかに住居費は高い。他方、地方では光熱水道費、交通費は高い。(光熱水道費は寒冷地のため。交通費は公共交通の不備のため、自動車の所有が通勤等で不可欠であるため)

\*食費、被服・履物費、教養娯楽費は首都圏と地方で格差がない。

その結果、

\*東北(北上市)では、合計月額22万7855円(消費支出17万0561円、貯金など予備費1万7000円、税・社会保険料の上積分40,294円)(年額で273万4260円)173.8時間換算では時給1311円である。

\*首都圏(埼玉)では、月額23万3801円(消費支出17万4406円、貯金など予備費1万7000円、税・社会保険料の上積分約4万2395円)。時給1345円となった。時給額は政府計算(月173.8時間換算)の数字であり、原告が主張する150時間換算では、北上市は時給1519円、さいたま市1559円である。<sup>6</sup>

表1は、以上の北上市、埼玉県の数字を前提に、このマ・バ方式による生計費比較を福島県会津若松市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、長崎県大村市でも行なったものである。全国平均でみれば、月額22万6417円(年額271万7006円)となる。時給換算150時間で1525円、173.8時間換算1316円である。

むろんこれは25歳男性の数値であり、日本の地域最賃が想定している適用対象者(当初は15歳以上であったが、2017年から最賃を当局は12~19歳単身の生活保護と比較している)最賃は18歳以上適用としてみれば、その年齢以上で単身世帯が自立した生活を行うには、アパートを借りる、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、エアコンなど基本的な家財道具を揃える、光熱水道費、交通・通信費(携帯電話料金もかかる)など公共的支出の支払いは最低必要である。これらの金額は月単位で支払われる。これらは年齢別の差異はない。また、貯金や公租公課率は25歳よりも低いと想定される。

食費は若年層の方がむしろかかる可能性もある。食費月4万円程度(30日換算1日1333円)は最低限必要であろう。この点で年齢別の違いはさして大きくない。時間換算(150時間)1日1509円、政府の指標である173.8時間換算でも1日1303円である。

時間換算で最低でもこの程度の金額が必要である、というのは、常識的にも首肯される額である。

表1 各地の最低生計費試算(25歳男性単身世帯)

最賃ランク⇒	岩手県 北上市	福島県 会津若松市	首都圏 さいたま市	静岡県 静岡市	愛知県 名古屋市	長崎県 大村市	各地の 平均
	D	C	A+B	B	A	D	
消費支出計	170,561	172,997	174,406	173,549	167,316	163,571	170,400
食費	40,822	40,822	39,564	38,695	41,194	42,194	40,549
住居費	30,000	30,000	54,167	42,000	47,000	30,000	38,861
水道光熱費	9,017	9,017	6,552	6,993	7,837	7,546	7,827
家具・家事用品	3,362	3,417	3,881	2,686	3,856	3,401	3,434
被服・履物	5,232	5,689	7,548	5,838	4,764	4,654	5,621
保険・医療	2,465	2,465	2,465	2,420	2,465	2,465	2,458
交通・通信	40,252	42,252	18,214	40,082	18,635	35,550	32,498
教育	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	16,608	16,650	18,273	15,417	17,187	16,522	16,776
その他	22,803	22,685	23,742	19,418	24,378	21,239	22,378
非消費支出	40,294	42,603	42,395	44,835	39,223	39,047	41,400
予備費	17,000	17,000	17,000	17,335	17,000	16,000	16,889
理論最低生計費(税込月額)	227,855	232,600	233,801	235,719	223,539	218,618	228,689
理論最低生計費(税込年額)	2,734,260	2,791,200	2,805,612	2,828,628	2,682,468	2,623,416	2,744,264
150時間換算	1,519	1,551	1,559	1,571	1,490	1,457	1,525
155時間換算	1,470	1,501	1,508	1,521	1,442	1,410	1,475
173.8時間換算	1,311	1,338	1,345	1,356	1,286	1,258	1,316

(注) 時間当換算は月150時間(年1800時間目標相当), 155時間(平均所定内実労働時間), 法定労働時間上限173.8時間  
資料: 全労連調べ: 静岡, 大村, 愛知は2010年。北上, 会津若松は09年。さいたまは08年調査

(出所) 「貧困問題に取り組む有識者による最低賃金アピール」(2013年7月30日)による

### (3) 「労働力の質的向上」「事業の公正な競争」にならないこと

地域別最賃の額、その推移は後述する19頁(2)に示しているが、その最高地域(Aランク最高)と最低地域(Dランク最低)の格差は2005年までは85%台の格差であったが、2006年頃から84%台となり、その後格差はますます広がり2009年以降は80%台を切り、79.52%、やがて77%台、直近の2014年には76.20と地域格差は広がっているのである。2014年には最高と最低では時間額では実に211円の格差が生じている。

これは、地方自体が1980年代から90年代における景気変動、産業構造の変化にみられたこと、政府の行った構造改革・規制緩和政策の結果であると考えられる。同時に、現行最賃は「労働力の質的向上」「事業の公正な競争」にならないこと、もここで強調したい。最賃法第1条には労働者の生活安定のほか、「労働力の質的向上及び事業の公正な競争に資する」という目的も掲げている。だが、現在の最賃の時給水準が最賃水準そのもの、せいぜい多少の上乗せで雇う企業、事業所も結構多い。<sup>7</sup>神奈川県地域別最低賃金(887円)は150時間換算13万3050円、政府基準(173.8時間)換算で15万4160円である。この水準は、第1に、「労働力の質的向上」には全くならない。この水準は本人がからうじて生きるか否かの水準であり、誰でも分ることであるが、新技能養成や講習会参加、資格取得など労働能力の向上費用など到底含められない水準である。ましてや全国加重平均値では780円で(150時間換算11万7000円、13万5564円)では全くお話ししない額である。

第2に、「事業の公正な競争」というならば、地域間格差をなくして同一水準で競争条件を共通・均等にすべきである。それが一挙にできなければ、最低でも類似地域間格差を縮小すべきである。ある企業が安売りして同業者を出し抜き、市場を攪乱することは労働条件切り下げによる労働基準の無視や過当競争を促進する。現行のような地域別設定は地域ごとに最賃水準を変えているわけであるから、資本・企業はより低賃金地域の賃金水準を期待して企業を移動する（例えばある有名な通信系大手企業はその「コールセンター」事業を東京から沖縄県への移動させた、など）。

他方で、労働力の方は生活のために、すでに述べた最賃水準の相対的に高い都市部に労働力を流動化させることにより、農村部などを過疎地域にさせる。当該地域にそれなりの時給の学生アルバイトがあることも学校・大学選びにも影響している。それだけでなく、近年の非正規雇用の増加や男女雇用平等の潮流を理解すれば、同じ仕事をしても、地域ごとで最賃の大きな格差が生まれる。「同一労働同一賃金」の原則にも抵触しているのである。

以上の事実を精査すると、現行の地域別最賃制は最賃法第1条（最賃制の目的）を全うしていない、と断言できる。

#### (4) 結論

1. 日本の最低賃金法は1959年法成立の初発から労働者の生計費を直接重視するという運用はない。それは2007年の改正最低賃金法の成立前まで続いた。
2. 現実の運営では地域別の労働市場の「底辺層」に微温的に改定する程度の最賃制であった。それは「中賃目安」以降、零細企業の賃上げ率を誘導指標とした運用であった。
3. 最賃制の適用対象者は「高度成長期」には新規学卒中卒女子労働力からやがて中高年女性パート、アルバイトに主たる対象者が移動した。その運用方式では「家計補助」などを理由として最賃額を低く決定した。
4. 日本の最賃制の目的には「労働者の生活の安定」が第一義的に掲げられているが、現実には「事業の賃金支払能力」という基準が岩盤に据えられている。これは労働者の生計費よりも企業経営を重視する経済界の意向に沿ったものである。
5. 1960年代終りから1970年代において産業別最低賃金から地域別最低賃金に次第に移行していった。同時にその後地域間格差は拡大した。
6. 日本の最低賃金制のこれまでの現実的運用をみれば、最賃法第1条「労働者の生活の安定」は全く考慮されていない。また、「労働力の質的向上」や「事業の公正競争」にも資していない。最賃法の最も重要な「目的」自体が度外視される運用であった、と断定せざるをえない。

## II 近年の非正規雇用の実態と現行最賃制の問題

### (1) 非正規雇用の存在形態の変化

#### ◆1980年代後半～2000年代の変化—正規から非正規への大波—

1985年9月の「プラザ合意」による「円高不況」、その後の「バブル経済」は92年に崩壊し、「不良債権の処理」による大手金融機関の破綻などで長期不況が発生した。正社員のリストラが開始され、1992年対比で1997年では正規雇用はそれぞれ3806万人から3854万2000人と変化していないが、非正規雇用だけは1053万2000人から1259万人と259万人も増えた。1990年代半ばから続く「デフレ」は景気回復の重しとなった。高卒の就職者数に対する求人数は92年の167万人をピークに大幅減少し、2002年には何と24万人という衝撃的な数字になった。フリーターは、1990年の183万人から2001年の417万人へと大幅に増加した（内閣府『国民生活白書』平成15年版）。

この時期重要なことは、1995年、日本経団連が『新時代の「日本の経営』』を発表し、非正規雇用（「高度専門能力活用型」「雇用柔軟型」の類型）の拡大を雇用戦略の柱の一つとしたことである。また、1985年公認された「労働者派遣法」が1999年原則自由化されている。以上のいずれもが、非正規雇用の拡大の動因となった。

同時にこの1997年から2002年の間には雇用情勢にも大きな断層がある。1997年には正規労働者は3854万2000人であった。それが2002年には3455万7000人、すなわち398万5000人という大量の正社員の減少がある。他方で非正規雇用者は1997年1259万人から2002年に1620万6000人として、361万6000人増加し、1600万人台に乗った。つまり、この時期には正規の大幅な減少、非正規の大量の増加という対照的な現実になったのである。2012年には非正規雇用は何と2042万人という膨大な数になった。（データはすべて『就業構造基本調査』）

この時期は金融ビッグバンや独占禁止法の改正（持株会社容認）など金融再編、企業組織再編法制の導入、大型企業合併、会社分割などが頻繁に行われた時期である。このような規制緩和政策が、さらに小泉内閣（2001年）下での郵政民営化、公務の「指定管理者制度」導入などのさまざまな「規制改革」、派遣労働の製造業への解禁（2004年）で雇用の非正規化が一層進展したのである。それに対応し、正社員のリストラが公然化した時である。以降、正社員の継続的な減少、非正規雇用の間断なき増加が起こった。同時に賃金のピークが1997年で、その後日本の賃金水準はこのピーク時を回復できていない。

#### ◆「生涯非正規」の増加

表2のように、①2002年の非正規比率は男女計で38.2%、実に約4割となった。女性は約6割を占める。②男性でも年齢計で2002年16.3%と最も高く、15歳～24歳層は2012年には22.1%となった。2012年では男性15歳～19歳層で65.5%、20～24歳でも41.5%もある。25～29歳でも20.4%ある。男性の若者がこの間大きく増加した。同時に高齢非正規の増加もある。

表2 非正規雇用の年齢別・男女別推移（1982年～2012年） 単位：%

		年齢計	15～19歳	20～24	25～29	30～34
男女 計	1982年	16.9	19.1	11.5	9.6	13.1
	1992年	21.7	36.3	17.4	12.1	14.1
	1997年	24.6	54.2	25.3	14.8	16.1
	2002年	31.9	72.5	40.8	23.4	22.1
	2012年	38.2	73.7	44.6	29.0	28.8
男	1982年	8.3	21.3	11.2	4.4	4.0
	1992年	9.9	34.2	17.6	5.0	3.0
	1997年	11.1	48.4	22.7	6.8	4.2
	2002年	16.3	66.2	36.9	13.2	8.1
	2012年	22.1	65.5	41.5	20.4	14.7
女	1982年	31.8	16.7	11.8	20.7	35.8
	1992年	39.1	38.8	17.1	23.3	35.5
	1997年	44.0	60.7	28.0	26.4	38.4
	2002年	52.9	78.7	44.7	36.8	45.1
	2012年	57.5	81.2	47.7	39.3	47.6

35～39	40～44	45～49	50～54	55～64	65歳以上
17.4	19.7	18.6	16.8	28.5	46.6
19.3	23.0	22.9	22.1	31.1	54.5
20.2	23.9	24.8	23.3	32.5	58.4
24.9	28.5	29.7	29.6	40.8	66.7
29.1	31.2	33.2	33.2	50.1	74.0
3.9	4.0	5.7	7.5	22.9	46.5
3.4	3.3	3.6	4.8	20.8	53.0
3.2	3.4	3.8	4.2	19.0	55.9
6.3	5.8	6.8	7.9	26.6	66.3
10.9	9.3	9.1	9.6	34.4	73.8
44.3	45.5	39.1	33.6	39.1	46.4
45.9	50.7	49.2	47.0	49.6	57.6
48.6	52.4	52.1	50.4	54.1	62.8
53.8	58.7	58.4	58.1	61.9	67.4
53.8	58.6	61.0	60.3	69.2	74.1

(出所)伍賀一道『「非正規大団」日本の雇用と労働』2014年、新日本出版社、86頁

③女性の非正規率はさらに高く、年齢計では2002年に52.9%、2012年に57.5%となっている。年齢別では2012年で、若い女性(15~19歳)が81.2%という超高率であるが、20~24歳も47.7%、25~29歳39.3%、30~34歳47.6%と高く、35歳以降はさらに高く、60台から70%台にすらなっている。なお、表示していないが、2012年では「初職で非正規雇用」につくのは、男女計で39.8%、女性では49.3%になっている。(『就業構造基本調査』2012年版。初職には通学の傍らアルバイトは含まない)

以上のデータの意味することは極めて重要で深刻である。

非正規雇用の増加の絶対数が多く、しかも高率で継続して増加していることは、「雇用は正規が常識」ではなく、「非正規が常識」ということになる。つまり、非正規雇用は一時的とか正規の補助的就労ではなく、恒常的雇用であり、従来の非正規も正規に転換できなければ「生涯非正規」のままとなる。実際、現在の経済界や自民党政権は現在でも派遣労働の常用代替化や「国家戦略特区」を利用して政策的にも非正規雇用の拡大を続けている。非正規雇用はその低賃金や雇用の不安定化により、将来展望が見いだせない労働者が増大していくことを意味する。<sup>8</sup>非正規雇用の半数は「半失業」として現在の政策(新自由主義政策)において意識的に選択されている、との主張もある。かつて、厚生労働省はその白書(『労働経済白書』)において「分厚い中間層の復活に向けた課題」の特集を組んだ<sup>9</sup>が、正規労働者のリストラを含め事態は全く逆な方向に進んでいる。きわめてゆゆしき事態である。

#### 雇用形態別・男女別の特徴

では、いま非正規雇用は雇用形態別および性別にはどこに集中しているのか。非正規雇用には、パート・アルバイトのほか、契約社員、派遣労働者などさまざまな雇用形態がある。この点については、派遣や請負、契約社員、嘱託など、とくに男性が参入していると見られる。この「多様な」雇用形態の分析が必要である。

表3は総務省『労働力調査』において、2010年から2014年の雇用形態別、男女別の動向を掲示した。

第1の特徴は、非正規で多数を占めるのはパート・アルバイトであるが、その数は2010年の1196万人から2014年1347万人と151万人増えていることである。2014年で非正規全体1962万人に対してパート・アルバイトは1347万人であるから、男女計では68.65%で大きな割合を占め、実数でも増加傾向は止まらない。

また、男女別構成でみると女性の占める比率が圧倒的で、2014年で1042万人。女性非正規の全体数(1332万人)の実に78.23%を占めている。同時に留意したいのは、男性のパート・アルバイトは2010年259万人から2014年に304万人と45万人も増えていることである。

第2は、契約社員・嘱託、派遣労働者の動向である。

契約社員・嘱託は男女計で2010年の333万人から2014年の411万人と78万人も増えている。(ここでは「契約社員」「嘱託」を同じとして数える)男女別では男性については2010

年の 181 万人から 2014 年の 235 万人と、54 万人の増加である。女性では 2010 年 152 万人から 2014 年 177 万人と 25 万人増えている。

第 3 は派遣労働である。2014 年で男性 48 万人、女性 71 万人、合計 119 万人である。この間の傾向は漸増であるが、統計によってはより大きな数字もある。なお、現在の内閣の派遣労働の「常用代替化」法案が国会通過するならば、今後爆発的な増加も起こりうる。

契約社員・嘱託は、正規労働者と同様の仕事や労働時間で働く労働者が多い。派遣労働者を含めて「生活自立型」労働のタイプと言えるであろう。とくにこの形態では男性の増加が注目される。

表 3 雇用形態別・男女別労働者数（2010 年～2014 年）

雇用形態		雇用形態別雇用者数										割合 %			
		雇用者	役員 除 雇用者	実 数 万人		パート アルバイト	パート		労働者派 遣 事業所 派遣社員	契約社員	嘱託	他			
男女				正規 職員 従業員	非正規 職員 従業員							正規 職員 従業員	非正規 職員 従業員		
男女		2010年平均	5508	5138	3374	1763	1196	852	344	96	333	138	65.6	34.4	
男女計	男	2011	5531	5163	3352	1811	1229	874	355	96	360	127	64.9	35.1	
	男	2012	5522	5154	3340	1813	1241	888	353	90	354	128	64.8	35.2	
	男	2013	5545	5201	3294	1906	1320	928	392	116	273	115	82	63.3	36.7
	男	2014	5586	5240	3278	1962	1347	943	404	119	292	119	86	62.6	37.4
	女	2010年平均	3148	2865	2324	540	259	87	172	35	181	66	81.1	18.9	
実数	男	2011	3163	2885	2313	571	276	94	182	39	197	62	80.1	19.9	
	男	2012	3147	2865	2300	586	272	97	175	36	197	61	80.3	19.7	
	男	2013	3140	2878	2267	610	301	101	200	48	147	72	42	78.8	21.2
	男	2014	3151	2889	2259	630	304	103	201	48	159	76	43	78.2	21.8
	女	2010年平均	2361	2273	1051	1223	937	764	172	62	152	73	48.2	51.8	
	女	2011	2369	2279	1039	1241	954	779	173	59	163	66	45.6	54.4	
	女	2012	2375	2288	1041	1247	969	792	177	55	157	67	45.5	54.5	
	女	2013	2405	2323	1027	1296	1019	826	192	68	126	43	40	44.2	55.8
	女	2014	2436	2351	1019	1332	1042	840	202	71	133	44	42	43.3	56.7

(出所) 総務省『労働力調査』(2014 年版) による

#### ◆非正規雇用（常用パート）が集中する産業・業種

では、いま非正規雇用の主力はどのような産業に集中しているのか。

表 4 は経済産業省による「企業の常時従業者における正社員とパートタイム労働者数」の最新の調査結果である。ここでのパートタイム労働者は臨時的な形態ではなく、「常時従事者」である。すなわち、「常用パートタイム」労働者である。それがどの産業・業種に集中しているか、の最も新しい調査結果である。なお、統計は男女の区別がない。

表示のように、「常用パート」はこの間コンスタントの増加しており、常時従事者におけ

表4 常時従業者数における正社員・正職員、パートタイム従業者数(人)

年度	常時従業者数(A)	正社員・正職員	パートタイム(B)	パートタイム比率(B/A)
平成21年度 (2009年度)	13,233,789	8,928,123	3,653,318	27.6%
平成22年度 (2010年度)	13,621,552	9,086,094	3,819,128	28.0%
平成23年度 (2011年度)	14,022,512	9,230,167	3,960,507	28.2%
平成24年度 (2012年度)	14,450,375	9,337,769	4,284,706	29.7%
平成25年度 (2013年度)	14,558,300	9,327,834	4,323,226	31.8%
産業別				
平成25年度実績				
製造業	5,258,727	4,513,534	528,477	10.1%
食料品製造業	604,364	313,827	280,212	46.4%
情報通信業	934,119	818,613	78,815	8.4%
情報処理・提供サービス業	254,515	181,069	57,949	22.8%
卸売業	1,494,879	1,208,697	236,430	15.8%
食料・飲料卸売業	177,799	115,634	55,990	31.5%
医薬品・化粧品等卸売業	171,491	122,603	43,426	25.3%
小売業	3,110,985	1,119,504	1,936,730	62.3%
飲食料品小売業	1,443,469	298,363	1,135,347	78.7%
医薬品・化粧品小売業	239,627	91,634	137,283	57.3%
その他の小売業	489,836	139,281	319,530	65.2%
飲食サービス業	1,102,500	155,228	925,378	83.8%
生活関連サービス、娯楽業	268,655	114,047	142,723	53.1%
サービス業	1,153,097	480,900	215,698	18.7%
その他のサービス業	317,363	161,345	139,832	44.1%

(出所)経済産業省「2014年企業活動基本調査速報」(2015年1月14日公表)

従業者50人以上、かつ資本金3000万円以上全国37,025社(回収率85.4%)

(注)1.飲食サービス業は一般飲食店、持ち帰り、配達飲食サービス業

2. サービス業 上段はその他のサービス業を除く。具体的な業種は、

廃棄物処理業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業

ディスプレイ業、テレマーケティング業、その他の事業所サービス業

る比率(パート比率)も2009年度の27.6%から2013年で31.8%と高まっている。

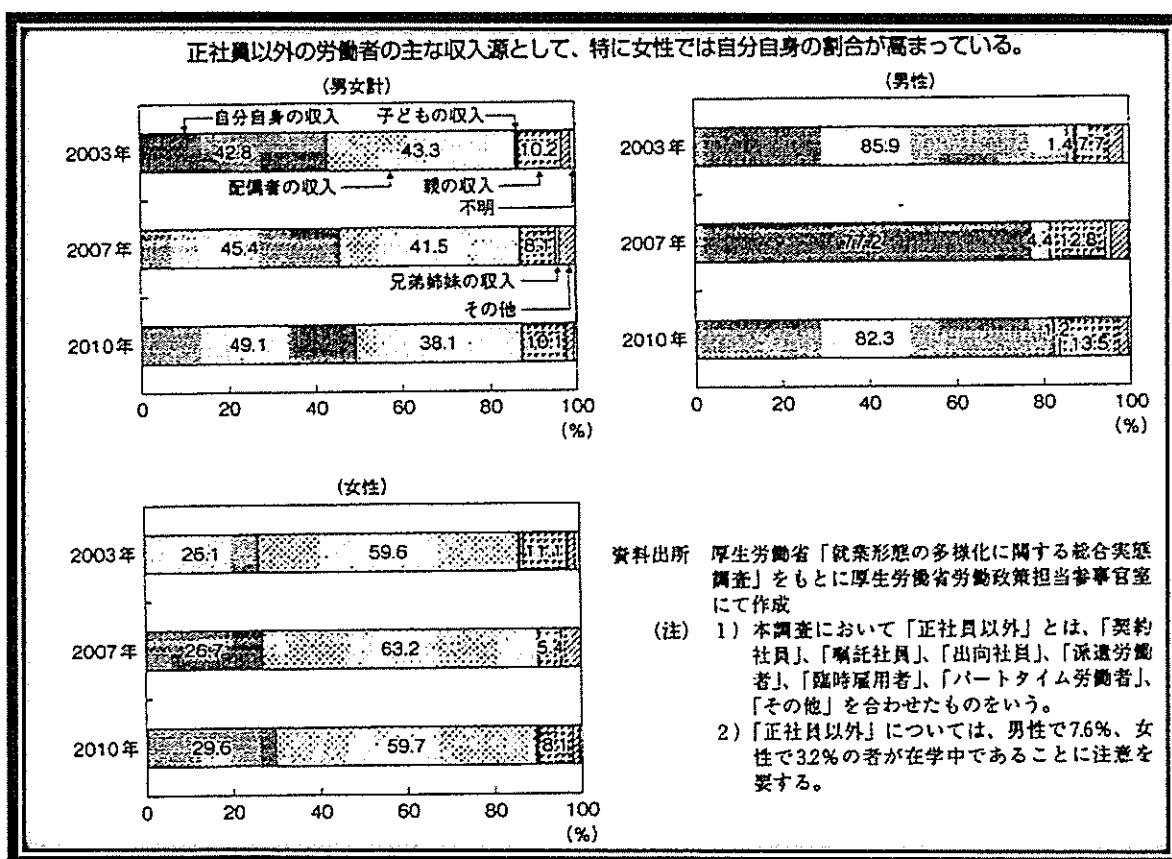
産業別にみると、製造業では全体の1割程度であるが、そのうち、「食料品製造業」では46.4%と高い。第三次産業の比重が決定的に多いが、そのうち卸売業は23万6430人と、「常用パート」の占める比率は相対的に低い。絶対数で圧倒的に多いのは小売業であり、193万6730人が雇用されている(パート比率62.3%)。の中でも「飲食料品小売業」は人数では最も多く、113万5347人(78.7%)を占める。また、サービス業では「飲食サービス業」が92万5378人(83.8%)と比率では筆頭である。これに「生活関連サービス・

娯楽業」(53.1%)が続いている。この層は現行最賃制が適用される主対象といえるであろう。ただし、今日ではパート・アルバイト層だけではない。他の雇用形態の労働者にもその影響が及んでいるであろう。

#### ◆非正規雇用の収入源の変化—「自分自身の収入」の増加

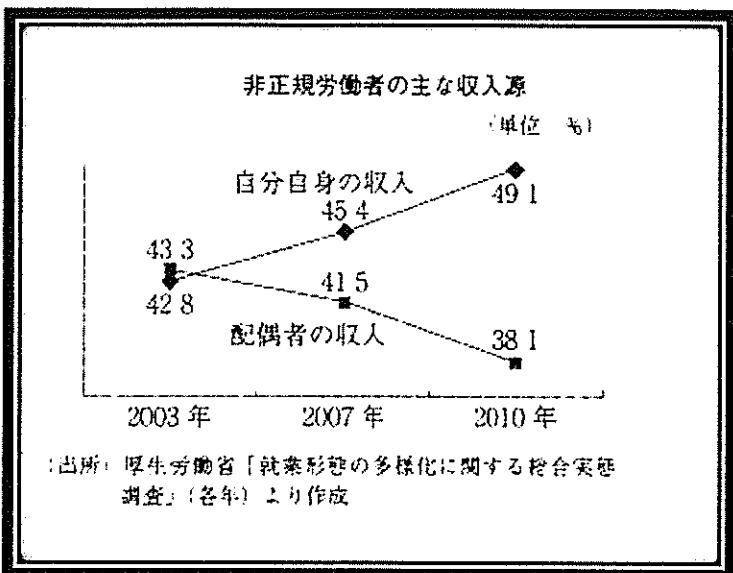
図2-1は、正社員以外労働者（非正規雇用）の主な収入を設問している。2003年～2010年間で、非正規労働者の主な収入源は「自分自身の収入」が増えている。図2-2は男女計の数値であるが、2003年の42.8%から2010年には49.1%と、半数が非正規雇用の収入によって生活しているのである。逆に「配偶者の収入」は2003年の43.3%から2010年には38.1%と逆転している。これは、第1に、非正規雇用への男性の参入による影響（「自分の収入」の割合は男性が2010年82.3%）がある。

図2-1 正社員以外の労働者の主な収入源（2003年～2010年）



(出所) 厚生労働省『平成24年版労働経済白書』による。

図 2-2 非正規労働者の主な収入源（男女計）



(出所) 伍賀一道『「非正規大国」日本の雇用と労働』による。

第 2 に、近年での女性での自立型の増加の趨勢は注目すべきである。図 2-1 にみられる女性非正規の就労動機は「自分の収入」は 2003 年に 26.1% であった。それが 2007 年に 26.7%、2010 年には 29.6% と 3 割に上昇している。

「自分自身の収入」の割合が増加していることは、非正規雇用において「生活自立型」が増えていることを意味している。

#### ◆非正規雇用の労働時間と年収 一正規並みの労働時間層の増加

表 5 は 2002 年と 2012 年との対比での 1 週間の労働時間、および年収を示している。

表のように、「週 35 時間以上働く」非正規労働者は 2002 年の 505 万 7000 人から 2012 年には 700 万 7000 人と 195 万人も増えた。2012 年で非正規全体の 34.3%、3 人に 1 人である。

2012 年では、その内 288 万 4000 人 (14.4%) は週 43 時間以上、44 万人 (2.2%) は週 60 時間以上である。このような労働時間は正規並みの労働時間と言って過言でない。そのような働き方は非正規雇用においても企業の基幹的業務を担っている、と言い換えてよい。

では、その年収といえば、2012 年で 200 万円未満が 344 万 8000 人、2002 年対比で 76 万 6000 人増えている。関連して 300 万円未満層は 165 万 8000 人も増えている。

これは、非正規としての契約社員、嘱託や請負・派遣労働者などの増加を反映すると思われるが、表 4 で示したように常用パート層において常用比率の拡大している。

表5 非正規雇用の労働時間と年収(男女計:単位千人)  
(2002年と2012年の対比)

2002年				
1週間の就業時間	35時間以上	内43時間以上	内60時間以上	
非正規雇用者数(A)	5,057	2,339	304	
比率(A/B)	31.2%	14.4%	1.9%	
非正規雇用者数(全体:B)				16206千人
年間所得	200万円未満	2,682	1,009	89
	比率*	53.0%	43.1%	29.3%
	300万円未満	4,179	1,795	187
	比率*	82.6%	76.7%	61.5%

2012年				
1週間の就業時間	35時間以上	内43時間以上	内60時間以上	
非正規雇用者数(A)	7,007	2,884	440	
比率(A/B)	34.3%	14.1%	2.2%	
非正規雇用者数(全体:B)				20427千人
年間所得	200万円未満	3,448	1,148	160
	比率*	49.2%	39.8%	36.4%
	300万円未満	5,837	2,237	313
	比率*	83.3%	77.6%	71.1%

(出所)総務省『就業構造基本調査』(2002年、2012年)。

伍賀一道『「非正規大団」日本の雇用と労働』より編集作成

注) 1.年間200日以上の就業者(在学者を含む)についての集計

2 比率\*はそれぞれ「週35時間以上」「43時間以上」「60時間以上」就労する非正規雇用者数に対する比率

アルバイト層でも、労働の基幹化が進み、企業にとって不可欠な労働力として「戦力化」され、位置づけられてきたことでもある。その中で、生活自立型の層が年収を高めるために労働時間を増やしている、と推定される。正社員並みの労働時間=非正規雇用の基幹労働力化であるとみなしてよい。

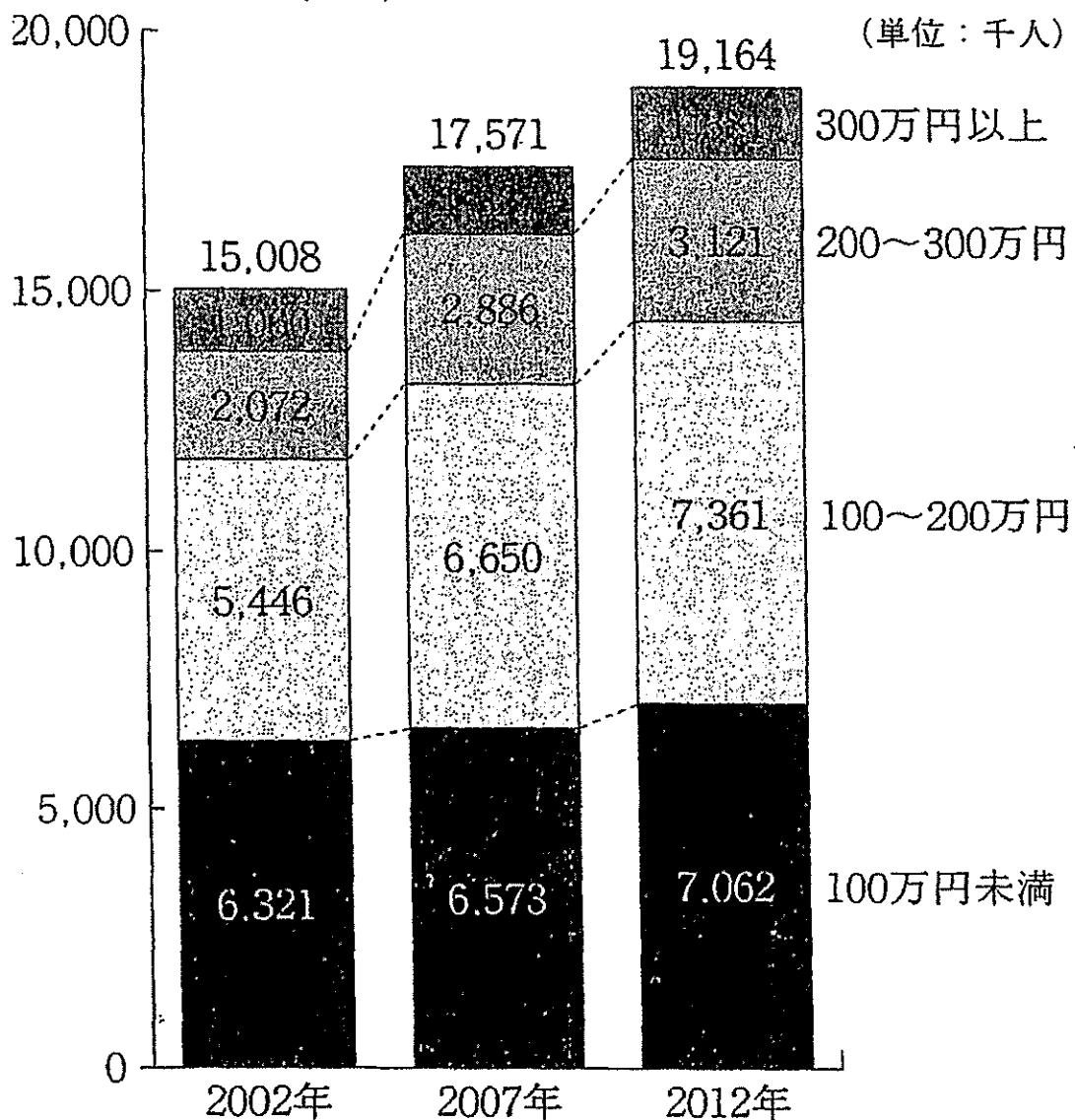
#### ◆非正規労働者の収入の特徴

それでは、非正規雇用の収入はどうであろうか。

図3のように、①2002年から12年にかけて非正規雇用は2002年の1500万人から2012年の1900万人台に大幅に増えた。10年間で416万人の増加である。2012年時点で非正規雇用の全体の75.3%に相当する1442万3千人が年収200万円以下である。

②年収100万円未満層も2002年の6321万人から2012年の7062万人と741万人増えた。

図3 非正規雇用の年間所得別人数（15～24歳の在学者を除く）



(注1) 2002年および07年のデータについて、「15-24歳の在学者数」を算出する際に、原資料（「就業構造基本調査」）からは「役員を除く雇用者数」が得られないため、「(役員を含む) 雇用者」を用いた。しかし、この年齢層には役員はごくわずかのため、大きな影響はないと考えられる

(注2) 所得が不明のものが含まれるため、各所得額の人数の合計はグラフ上段の総数と一致しない。総数は各年の「15～24歳の在学者を除く非正規労働者数」を示す

(出所) 「就業構造基本調査」(各年) より作成

(出所) 伍賀一道 前掲書、51頁による。

これは非正規全体の 36.9%にあたる。つまり、3 分の 1 以上が 100 万円に届かない。(なお、表示していないが、女性の非正規雇用の年間所得は 2012 年で 100 万円未満が 591.6 万人、100~200 万円 529.6 万人、全体の女性非正規者数合計 1330.1 万人中 200 万円以下は 1121.2 万人、全体の 84.28%を占める)

この中には夫の配偶者控除の枠内で就労する女性もおり、すべてが貧困層とはいえない。しかし生活自立型非正規の増加においてその層が増え、また、最賃水準の設定次第で、その層の労働者は大きく影響されるといって大きな誤りはない。

表 6 は同じ総務省『就業構造基本調査』を 2002 年と 2012 年を対比し、収入階級別に正規・非正規の賃金(収入)の変化を比較したものである。以下特徴を整理する。

- ①この 10 年間で、正規労働者は 145 万人減少し、逆に非正規労働者は 372 万人増加した。
- ②賃金全体では、年収 300 円未満が 957 万 6600 人から 1079 万 4000 人に増え、その比率も 48.7%から 53.4%に増えた。
- ③年収 300 万~600 万円未満層、600 万円以上層は逆に減少している。つまり、正規雇用の減少、非正規雇用の増加とともに、これまでの相対的高収入者の年収も絶対的に減少している。

表 6 正規・非正規別の年収の変化 (2002 年対比 2012 年)

	雇用者計				正規の職員・従業員総数				非正規雇用労働者			
	2002年		2012年		2002年		2012年		2002年		2012年	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
総数	54,732,500	100	57,008,800	100	34,557,000	100	33,110,400	100	20,175,500	100	23,898,400	100
50万円未満	2,172,500	4.0	2,631,300	4.6	134,900	0.4	195,800	0.6	2,037,600	10.1	2,435,500	10.2
50 ~99万円	6,042,200	11.0	6,501,200	11.4	338,900	1.0	390,400	1.2	5,703,300	28.3	6,110,800	25.6
100 ~149	4,920,500	9.0	6,054,000	10.6	1,072,400	3.1	966,800	2.9	3,848,100	19.1	5,087,200	21.3
150 ~199	3,958,400	7.2	4,456,700	7.8	1,945,300	5.6	1,727,100	5.2	2,013,100	10.0	2,729,600	11.4
200 ~249	5,276,900	9.6	6,182,100	10.8	3,618,300	10.5	3,742,000	11.3	1,658,600	8.2	2,440,100	10.2
250万円未満	22,370,500	40.9	25,825,300	45.3	7,109,800	20.6	7,022,100	21.2	15,260,700	75.6	18,803,200	78.7
250 ~299	4,299,700	7.9	4,611,900	8.1	3,487,400	10.1	3,506,100	10.6	812,300	4.0	1,105,800	4.6
300万円未満	9,576,600	48.7	10,794,000	53.4	7,105,700	30.7	7,248,100	31.8	2,470,900	79.7	3,545,900	83.3
300~600万円未満	17,354,400	31.7	17,415,600	30.5	15,219,600	44.0	15,115,500	45.7	2,134,800	10.6	2,300,100	9.6
600万円以上	10,172,400	18.6	8,473,900	14.9	8,405,800	24.3	7,251,400	21.9	1,766,600	8.8	1,222,500	5.1

(出所)総務省「就業構造基本調査」2002 年及び 2012 年版による(労働統計新藤田宏氏作成)

(注)統計整理の基準が異なるため、前出、伍賀氏の数字とは一致しない。

④そのなかで 300 万円未満層が雇用労働者全体で 53.4%になった。うち正規労働者は 31.8%、非正規労働者は 83.3%を占める。なお、年収 200 万円未満では 2012 年で非正規労働者は 1636 万 3100 人、非正規全体の 68.5%を占める。

⑤同時に忘れてはいけないことは、1) 年収 100 万円未満の非正規の存在である。2002 年でその数は 774 万 900 人、全体の 38.4% であった。2012 年になると、その数は 854 万 6300 人 (35.8%) となった。比率では減少しているが、絶対数では 80 万 5400 人も増えている。2) 年収 100 万円～150 万円未満層は、2002 年に 384 万 8100 人 (19.1%) から 2012 年では 508 万 7200 人 (21.3%) と、人數では 123 万 9100 人、比率でも 2.2 ポイント増加している。

⑥ワーキング・プアの指標となる年収 200 万未満層 (2012 年) は 1) 正規雇用で 328 万 100 人、正規に占める割合は 9.91% であり、約 1 割である。2) 非正規雇用層は 2012 年で 1636 万 3100 人 (68.5%) である。2002 年の合計が 1362 万 2100 人であったから、この 10 年間で 274 万人増加した。正規プラス非正規の年収 200 万円層は 1964 万 3200 人となる。この数字はよく利用される国税庁調査における年収 200 万円以下層の数字 (2013 年度 1120 万人) よりもかなり大きい。

この非正規層は夫の配偶者控除の枠内で就労する主婦層もいると想定されるものの、独立した家計層もある。例えば今問題になっている「母子世帯」は、賃金収入でだけは家計を維持できないために、児童扶養手当に依存しているが、それでも絶対的所得不足にある。[厚生省「国民生活基礎調査」における 2013 年の母子家庭の平均所得は 243 万円、うち稼働所得は 179 万円 (73.5%) 給付金 49.3 万円 (20.2%)]

この事実は、この間の雇用の非正規化の大波の中で、賃金が低い労働者が層となって滞留していることであり、それは一部の正規労働者を含め、生活困難な状態にさせていることである。その原因・理由の中には、現行最賃制の水準のあまりの低さがある。

## (2) 現行最賃制の特徴と問題

ここでは、現在主流となっている地域別最低賃金の動向と、神奈川県の最低賃金の現状について検討したい。第 1 は地域別最低賃金の動向である。(表 7 地域別最低賃金の動向を参照)

第 1 の特徴は、日本の最賃制の金額表示方式である。業者間協定時代は中卒女子労働力不足の対応から月額表示があったものの、その後日額表示、時間額表示の並立時代になったことである。だが、日額表示は 2001 年までで、それ以降は時間額表示一本になった。この表示形態の変化は最賃の適用対象である低賃金層の変化への対応をある範囲まで示しているが、この表示形態が最賃適用にとって最も優れている、ということを意味することではない。

最大の難点は現行最賃における月額、日額の廃止、時間額への一本化という変遷によって、適用される労働者への生計費がイメージできないことにある。生計費は日本では通常月単位である。時間額だけでは時間給額の変化や働く労働時間によってその生計費の金額が変わってしまうのである。そのため、月額で最賃を決定する国もある。時間表示をベースとしても、標準労働時間を明示し、容易に月単位に換算できる国もある。日本にはこのよう

な制度がなく、地域別労働市場での価格の「底辺」という位置づけしかない。

第 2 の特徴は、日本の最賃の時給水準は低すぎ、それはワーキング・プアの水準である、ということである。

例えば 2014 年 10 月改定の最賃額（加重平均値）780 円をとってみても、非現実的な数字であるが、仮に 2000 時間就労と計算しても年間 156 万円である。これは図 2 の非正規雇用の賃金の実態や、図 3 の年収 200 万円未満のワーキング・プアの金額そのものである。ましてや最低ランク 677 円では 2000 時間換算 135 万 000 円、最高の東京 888 円ではそれでも 177 万 6000 円である。神奈川県はそれについて僅か 1 円差だから、177 万 4000 円、東京並みといってよい。

表 7 地域別最低賃金の動向

年	東京		最低額(Dランク地域)		格差(東京=100)		加重平均額	
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額
1987	3884	497	3323	416	100	83.70	3666	461
1988	4000	508	3424	428	100	84.25	3776	474
1989	4160	525	3564	446	100	84.95	3928	492
1990	4357	548	3737	468	100	85.40	4117	516
1991	4570	575	3923	491	100	85.39	4321	542
1992	4762	601	4090	512	100	85.19	4504	565
1993	4910	620	4220	528	100	85.16	4644	583
1994	5028	634	4322	541	100	85.10	4757	597
1995	5144	650	4424	554	100	85.23	4866	611
1996	5252	664	4521	566	100	85.24	4969	624
1997	5368	679	4625	579	100	85.27	5075	637
1998	5495	692	4712	589	100	85.11	5167	649
1999	5514	698	4756	595	100	85.24	5213	654
2000	5559	703	4795	600	100	85.34	5256	659
2001	5597	708	4828	604	100	85.31	5288	663
2002	708		604	100	85.31		663	
2003	708		605	100	85.45		664	
2004	710		606	100	85.35		665	
2005	714		608	100	85.15		668	
2006	719		610	100	84.84		673	
2007	739		618	100	83.63		687	
2008	766		627	100	81.85		703	
2009	791		629	100	79.52		713	
2010	821		642	100	78.20		730	
2011	837		645	100	77.06		737	
2012	850		652	100	76.70		749	
2013	869		664	100	76.40		764	
2014	888		677	100	76.20		780	

（出所）厚生労働省『最低賃金決定要覧』各年版から筆者作成

#### ◆ 神奈川県の事例

神奈川県では 887 円で 2000 時間換算 177 万 4000 円、150 時間換算年間 1800 時間）では 159 万 6600 円である。東京とか神奈川県のような大都市に立地する最低賃金で最高の地域でさえも年収 200 万円を超えることはない、というその水準の低さという大問題がある。

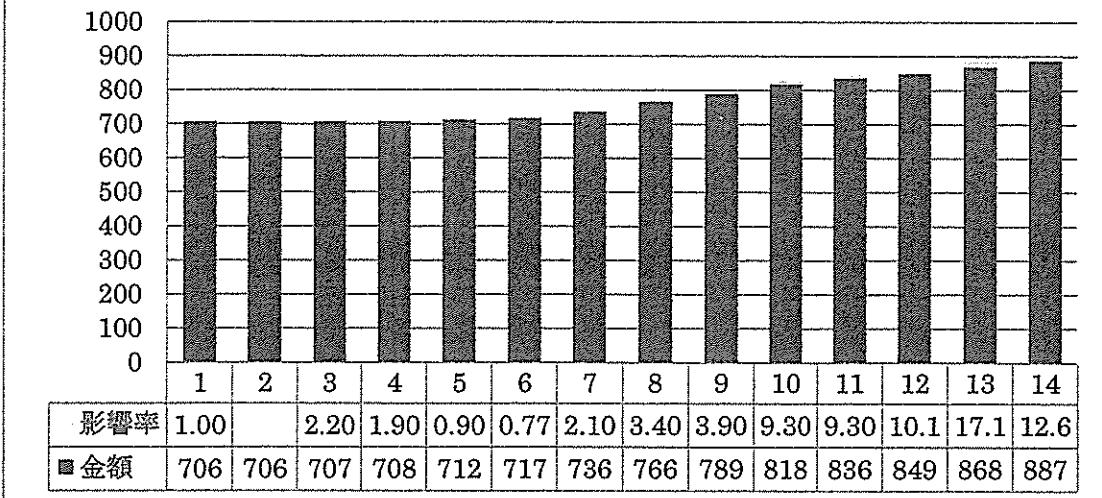
表 8-1 は神奈川の地域別最低賃金、および産業別最低賃金の推移を示している。

表8-1 神奈川県の最低賃金の現状

年度	日安額(アラン ク)引上率	区分	神奈川県 最低賃金	産業別最低賃金							
				造船製造業		鉄鋼業		非鉄金属 製造業		一般機械 器具製造業	
				時間額	時間額	時間額	時間額	時間額	時間額	時間額	時間額
13年	38 0.66%	金額	706	821	805	777	801	790	795	795	795
		引上額	5	5	6	5	6	6	6	6	6
		引上率	0.71	0.61	0.75	0.78	0.75	0.77	0.76	0.76	0.76
		影響率	1.0	2.5	0.9	8.1	3.0	5.5	2.6	2.0	
14年	示さず	金額	706	822	806	778	802	791	796	796	796
		引上額	0	1	1	1	1	1	1	1	1
		引上率	0.00	0.12	0.12	0.13	0.12	0.13	0.13	0.13	0.13
		影響率	-	2.9	1.8	14.3	1.0	7.9	2.7	4.5	
15年	0 0.00%	金額	707	823	807	778	803	792	797	797	797
		引上額	1	1	1	0	1	1	1	1	1
		引上率	0.14	0.12	0.12	0.00	0.12	0.13	0.13	0.13	0.13
		影響率	2.2	1.5	1.5	-	2.2	10.5	3.6	1.9	
16年	示さず	金額	708	825	809	780	805	794	799	799	799
		引上額	1	2	2	2	2	2	2	2	2
		引上率	0.14	0.24	0.25	0.26	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
		影響率	1.9	1.7	2.4	4.5	2.5	4.3	3.3	0.7	
17年	3 0.42%	金額	712	828	813	783	808	797	802	802	802
		引上額	4	3	4	3	3	3	3	3	3
		引上率	0.56	0.36	0.49	0.38	0.37	0.38	0.38	0.38	0.38
		影響率	0.9	0.0	1.3	2.7	2.5	4.3	3.9	0.4	
18年	4 0.56%	金額	717	833	819	788	813	802	807	806	806
		引上額	5	5	6	5	5	5	5	5	4
		引上率	0.70	0.60	0.74	0.64	0.62	0.63	0.62	0.62	0.59
		影響率	0.77	0.19	1.54	2.61	1.33	2.19	2.45	0.61	
19年	19 2.65%	金額	736	843	830	799	824	813	818	815	815
		引上額	19	10	11	11	11	11	11	11	9
		引上率	2.65	1.20	1.34	1.40	1.35	1.37	1.36	1.36	1.12
		影響率	2.1	1.6	0.8	0.0	1.2	2.0	2.0	0.9	
20年	30 4.05%	金額	766	853	840	808	834	824	828	824	824
		引上額	30	10	10	9	10	11	10	10	9
		引上率	4.08	1.19	1.20	1.13	1.21	1.35	1.22	1.22	1.10
		影響率	3.4	0.5	0.6	1.3	0.6	1.0	2.2	0.2	
21年	22 2.87%	金額	789	858	843	814	837	829	832	828	828
		引上額	23	5	3	6	3	5	4	4	
		引上率	3.00	0.59	0.36	0.74	0.36	0.61	0.48	0.49	
		影響率	3.9	0.0	4.0	11.6	2.5	9.5	1.9	2.0	
22年	24~ 3.04% 47 5.96%	金額	818	865	851	821	844	836	839	836	836
		引上額	29	7	8	7	7	7	7	8	
		引上率	3.68	0.82	0.95	0.86	0.84	0.84	0.84	0.97	
		影響率	9.3	0.0	0.9	2.1	0.8	2.8	1.5	1.3	
23年	12~ 1.47% 23 2.81%	金額	836	871	857	821	849	833	845	842	842
		引上額	18	6	6	(県最賃)	5	7	6	6	
		引上率	2.20	0.69	0.71	-	0.55	0.84	0.72	0.72	
		影響率	9.3	0.8	1.6	-	0.6	9.3	4.6	6.1	
24年	9~ 1.08% 18 2.15%	金額	849	877	864	821	857	854	855	842	842
		引上額	13	6	7	(県最賃)	8	11	10	(県最賃)	
		引上率	1.56	0.69	0.82	-	0.94	1.30	1.18	-	
		影響率	10.1	1.3	1.6	-	3.0	5.0	4.3	-	
25年	19 2.24%	金額	858	884	874	821	857	873	855	842	842
		引上額	19	7	10	(県最賃)	19	(県最賃)	-	(県最賃)	
		引上率	2.24	0.80	1.16	-	-	2.22	-	-	
		影響率	17.1	3.1	1.9	-	-	4.3	-	-	
26年	19 2.19%	金額	887	894	874	821	857	890	855	842	842
		引上額	19	10	(県最賃)	(県最賃)	17	(県最賃)	1.95	(県最賃)	
		引上率	2.19	1.13	-	(県最賃)	-	-	3.95	(県最賃)	
		影響率	12.6	1.53	-	-	-	-	-	-	

(注)記号中には、最低賃金額を改定する場合、該当する年度の構成で改定後に最も賃金額を下回る労働者の割合

図4 神奈川県の地域別最賃の金額と影響率(2001～2014)



(出所) 表8-2と同じ

#### ◆影響率指標について

資料中「影響率」とは、最賃額の改定によってその年度の調査で改定額を下回る層の比率を示している。これは最低賃金未満の労働者が新最賃額の適用でどの程度の数が引き上げられるか、という指標である。行政当局が賃金階級別に実在する人数を算定して審議会の判断用に提出している資料である。したがって影響率が高まれば高まるほど、最賃額の実効性は高まるのであり、逆に経営者側からはあまりに多くの労働者に適用が及ぶと経営が不都合となるという批判が出る。この指標によれば、「改正最低賃金法」以降確かに影響率は高まっている。2010年以降、それは2桁台に近く、2012年は10.10%、2013年は17.1%に上昇している。ただし、これは従来の最賃引上げが余りに緩慢であったことのツケでもある。

1990年代後半から2000年代に広がる格差と貧困の状況、すでに述べた非正規雇用の状況、基幹化と生活自立型の層が典型となってきている中のその数の絶対水準の異常な増大、「生涯非正規」という展望の持てない現状、その賃金額を恒常に引きあげるには最賃くらいしかない、という現実を無視してはならないであろう。しかも近年一般労働者の実質賃金は低下を続け、2015年1月で、19ヶ月連続でそれが低下するという事態になっている。同時に消費税増税8%への影響が大きく、不況を深化させているが、社会保険料の増加も含めて最賃額を上げても、可処分所得の低下が起こっている。物価上昇率でも「生鮮食料品」の値上がりがとくに大きく、低所得者を直撃しているため、この程度の最低時給水準ではこの層の実質購買力が低下する、という状況にも留意しなければならない。春闘賃上げ率の波及効果はとくに大多数が未組織である非正規にはその影響が全く不十分である。

#### ◆特定最低賃金について

第2に、神奈川県の産業別最低賃金の動向である。産業別最低賃金は平成20年7月1日に改定され、「特定最低賃金」となった。

この適用条件は①18歳以上から65歳未満に適用することであり、②雇い入れ後6ヶ月未満の技能習得中の者を除く③軽易な労働（清掃や後片づけの業務に主として従事するもの）を除く④各特定最低賃金ごとに付けられた適用除外者を除く、として旧産業別最低賃金の労働者に適用される。地域別最賃との「棲み分け」を重視した措置とみられるが、もちろん当該地域に特定最低賃金がある業種では特定最低賃金の方が高ければ、その高い額が適用される。ただし、罰則規定は変更された。地域別最賃に違反すれば最低賃金法の罰金（上限2万円から現在は50万円）が適用される。特定最低賃金違反は最賃法の適用でなく、労働基準法での「賃金全額払」違反として上限30万円の罰金が適用される。

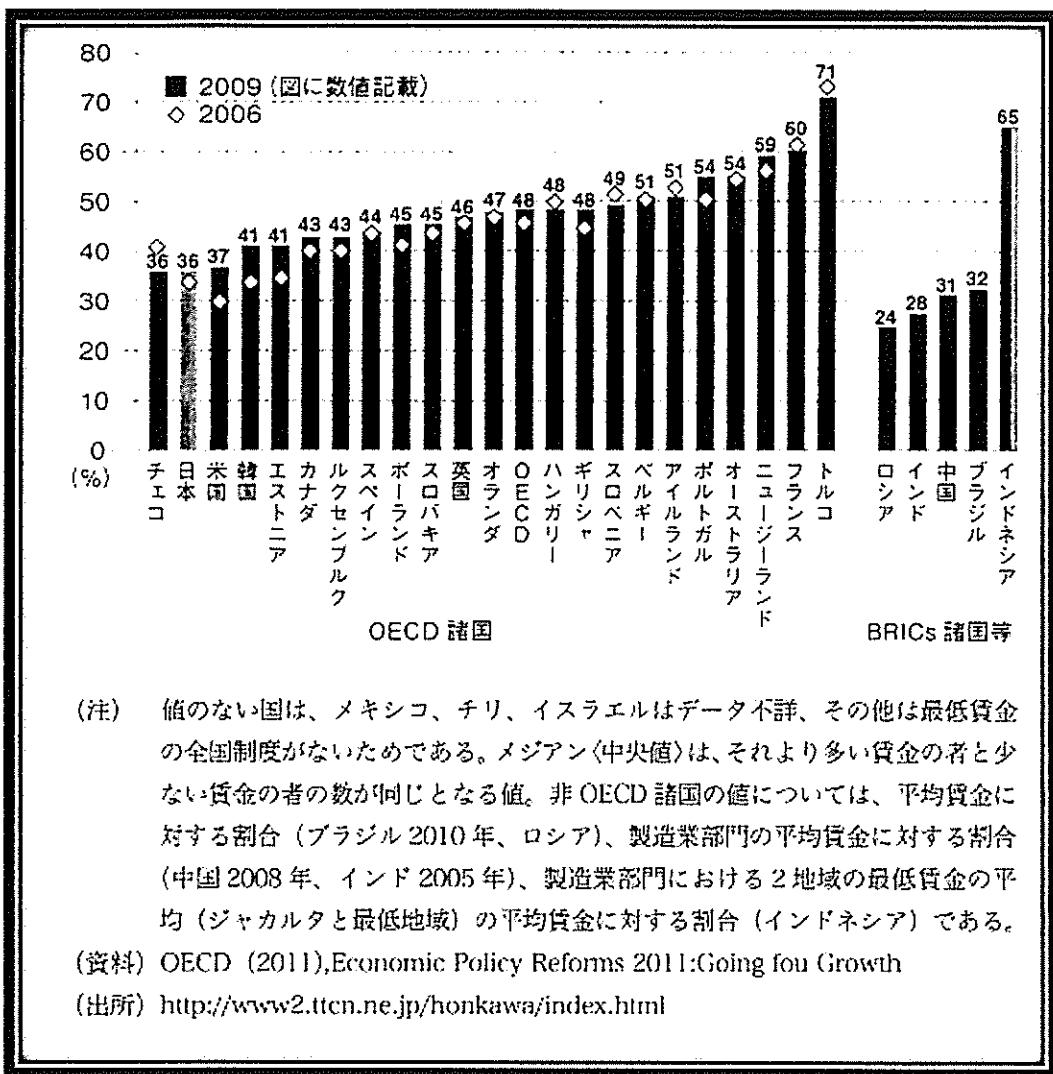
以上の「特定最低賃金」の神奈川県の現状は表8-1のとおりである。

現在残っているのは塗料製造業（894円）と電機機械器具製造業（890円）のみである。鉄鋼業、非鉄金属製造業、輸送用機械製造業、自動車小売業は、地域別最賃額の引き上げで効力が失われ、県最賃に譲った。すなわち、旧産別最賃は、ごくわずかの限定した労働者に地域別最賃を多少上回る法定最賃となった。特定最低賃金は関係労使の申し出により、全会一致をもって新設、改正、廃止される。（1982年1月14日中賃答申「新しい産業別最低賃金の運用方針について」）

#### ◆日本の最低賃金水準の国際比較

以上、ここでは地域別最賃をベースにしてその水準を国際比較したい。その意図は、日本の最低賃金水準の位置、その水準については国際比較において鮮明になると思われるからである。ここでは3つの図を示したい。図5は各国の最低賃金を当該国の中央値と比較したものである。これは賃金の全体における最低賃金の位置を示している。中央値（Median）とは賃金額の階級を度数分布表に並べた真ん中の値であり、この比較は最低賃金の絶対額ではなく、その位置を示す。%が大きければ大きいほど、最低賃金全体が賃金構造において重要な役割を示している、といえよう。

図5 最低賃金の国際比較1 最低賃金の相対水準（賃金メジアン（中央値）に対する%）



(出所) 金澤誠一『最低生計費調査とナショナル・ミニマム』労働総研ブックレット N062012年、49頁

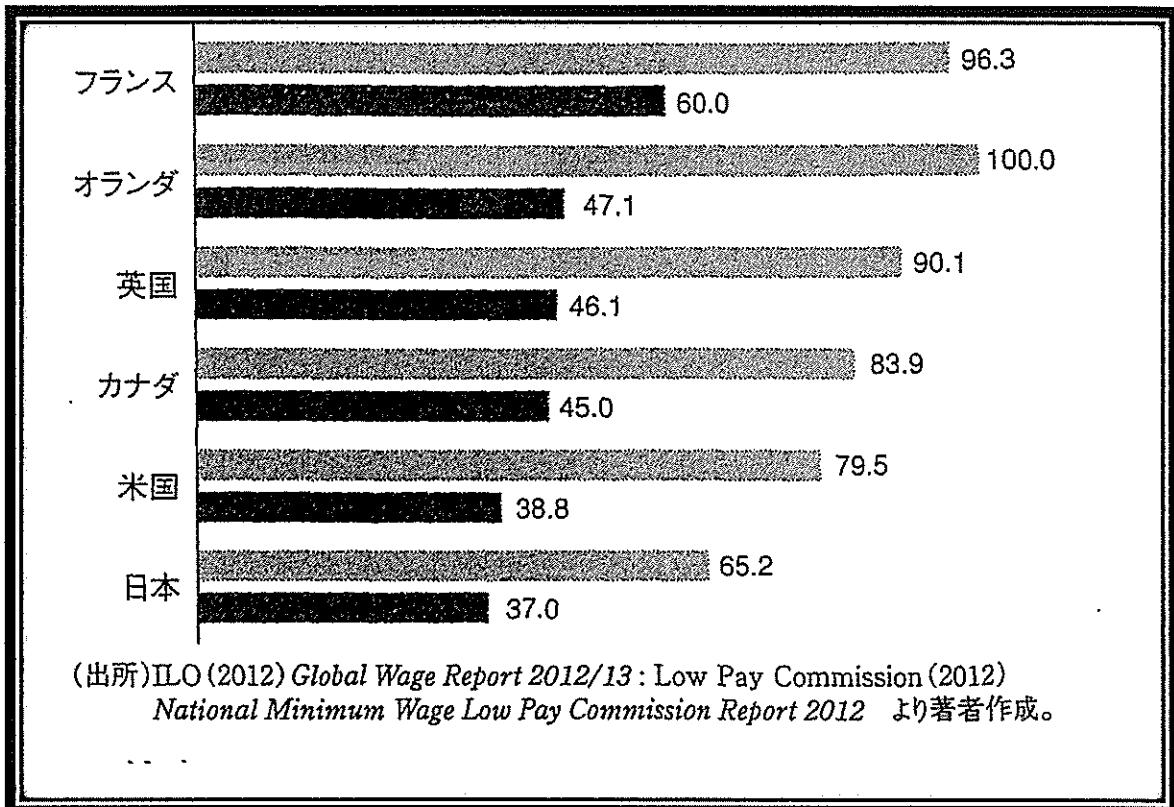
図5のように、OECD 平均で 46%、フランス 60%、50%台はニュージーランド、オーストラリア、ベルギーなどが入り、西欧、東欧主要国 40%台後半であるが、日本は36%、アメリカ(37%) チェコ(36%) と並んで最も低いランク・位置にある。

別言すれば、日本の賃金構造での最低賃金の役割は低く、一般労働者の賃金との格差が大きい（最賃水準が低い）ことを意味している、といえる。

図 6 最低賃金の国際比較 2

上段 購買力平価換算(オランダ=100)

下段 中位値賃金に対する最低賃金額の比率



(出所) 丸谷浩介「最低賃金の国際比較—目的と決定方式からみた日本の特殊性」『月刊全労連』No.195.2013年5月号による。

図 6 は丸谷浩介氏（佐賀大学教授）の作成の最新の図であるが、①購買力平価換算の最賃水準比較と、②最賃と「中位値賃金」との比較である。

①購買力平価換算の最賃水準比較はオランダを 100 とした比較であるが、日本はその 65.2% である。フランス 96.3%、イギリス 90.1%、カナダ 83.9%、アメリカ 79.5% よりも日本はかなり低い。（なお、この金額比較のより詳細なデータは後述の表 18 を参照）

②「中間賃金」はさきの賃金メジアン（中央値）と同じことである。日本が最も低く、いわゆる「先進国」中最低の「最低賃金」である、と言える。

以上、日本の現行最賃制が国際的にみても著しく低いことは明瞭であろう。

表9 法定最低賃金額（時給/ユーロ）と中位値との対比（2014年）

	最賃額(€)	中位値との比(%)
フランス	9.53	62
ニュージーランド	6.99	60
スロヴェニア	5.30	60
ポルトガル	3.34	58
ハンガリー	3.24	54
オーストラリア	11.88	53
ベルギー	9.10	51
ラトヴィア	2.69	51
ドイツ（予定）	8.50	51
アイルランド	7.48	48
イギリス	7.43	47
オランダ	9.11	47
カナダ	7.44	45
スペイン	4.08	44
韓国	3.58	42
日本	5.89	38
アメリカ	5.46	38

Schulten論文（WSI-Mitteilungen 2014/3）より

（出所）大重光太郎「最賃制度をめぐる国際的動向」『月刊全労連』No208、2014年6月号、による

表9は 大重光太郎氏（独協大学教授）によるユーロ基準での最低賃金額の最新の動向を示している。

OECD（経済協力開発機構）は「低賃金」をフルタイム労働者の中位値賃金の3分の2と定義している。また、EUではヨーロッパ全体の最低賃金を当面平均賃金の50%とし、将来はその60%に引き上げるという「ヨーロッパ最低賃金制」を展望している。

各国では最低賃金水準の絶対額や生活様式も異なるから、このような表示方式で、グロ

ーバル化による格差拡大や貧困化のなかで平均賃金と最低賃金の格差をうめる努力をしているのである。ドイツでは伝統的に労働協約での賃金決定を重視してきたが、この国でも最賃制の引き上げを重視しはじめた。

この表で最も高いのはフランスの最賃で、中位値賃金の3分の2に近い。同表でのドイツは2015年1月から時給8.50ユーロの全国一律最賃制を導入する予定である。1ユーロ≈140円として時給1190円に相当する。なお、中位値との比率では51%である。

日本の最賃の低さはどの表をみても一目瞭然である。

### (3) 結論

1. 近年の非正規雇用の特徴は、第1に非正規雇用の絶対数での激増、第2は「生涯非正規化」が進行、第3は「生活自立型非正規」の増加、第4は「非正規の基幹化」の進行である。
2. 非正規雇用が上記のような重要な位置にあるなかで、雇用形態・「身分」は不安定なままで、しかも賃金が低い労働者が過度に増加している。
3. 正規雇用・「常用雇用」層でも比率は相対的に少ないものの、低賃金層がいる。想定されるのは小売流通業、運輸業、飲食サービス業などでの就労者などである。
4. 非正規雇用化は雇用形態の変化、その不安定化であるが、同時に賃金水準の絶対額の低下を招いた。
5. 日本の最低賃金制は国際水準から見て劣悪な水準である。また、2007年の「改正最低賃金法」以降、最賃における多少の改善があったが、労働者の生計費には全く到達していない。
5. この層の「最低賃金大幅引上げ」つまりこの低賃金層の賃金を「底上げ」することは、これらの大量の層の収入に直接プラスに影響し、経済自体も活性化させるポイントである。
6. 現在の賃金水準決定の仕組みを前提とすれば、法定最賃の大幅引き上げが低賃金層をサポートする最も重要な、かつ唯一の選択肢である。
7. 日本の最賃制はこのような非正規雇用の増大とその性格変化、および一部正規雇用の低賃金を踏まえて、その水準を大幅に引き上げるように改革すべきである。

#### IV 現行最賃制の問題点2 「生活保護との整合性」になっていないこと

2007改正最低賃金法が成立した。この目玉は以下の条文の導入である。

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金はあまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たって労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

これは、前出の「円卓会議」で提起された3案において、「地域別最低賃金と生活保護との整合性」が、当局によって選択された結果である。3項の具体化についての経緯を次に述べたい。

##### (1) 最低賃金と生活保護の「整合性」の指標の選択プロセス

「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」(平成20年8月4日)

最賃額と生活保護額の相互比較の技法は中央最低賃金審議会（中賃）における「目安」額取り決めにおける労使委員の意見、それを公益委員見解として取りまとめた結果である。それが、現在に至るまで基本的に難点のある収束結果となっているものである。

当時の「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」(平成20年8月4日)別紙によれば、この間の経緯が述べられている。

以下若干抜粋すると、

◆労働者側委員は「『ナショナル・ミニマム』として「生活できる賃金」の保障を重視することが必要不可欠である」と主張し、目安改定については「生活保護水準を上回ることは当然として、働く人の賃金の底上げにつながる最低賃金とすべきである」とし、具体的には、高卒初任給や、一般労働者の平均賃金の50%程度、「連合」が試算した最低賃金からは「時間給900円を超える水準が必要であり、この水準に向け中長期的に引き上げるために、本年は50円程度の引き上げを図る必要がある」と最後まで主張した。「また生活保護との整合性に対する考え方については『健康で文化的な最低限度の生活を営むこと』を保障する憲法第25条の生存権及び最低賃金法第9条3項の規定に基づき、誰もが生活保護を上回る最低賃金とすべきであり、県庁所在地の生活保護基準とすることが適切である」と主張するとともに、生活保護基準を時間換算するための労働時間については、必要生計費と実態生計費を比較することが適切であり、一般労働者の所定内実労働時間とすべきと主張した。さらに、基準の取り方については、18歳単身の生活扶助の第1類費、第2類費及び住宅扶助

に、すべての構成員に対して支給される必要最低生計費である期末一時扶助を加えるべきである、と主張した。なお、乖離額の解消については最低賃金改正法の趣旨に鑑みれば、単年度で解消すべきと主張した。

◆使用者側委員は「輸出の減速及び原燃料の高騰を背景に、経常利益の年度計画が大幅に修正されていることや倒産件数も増加傾向にあること」地域経済における「地域差がみられる」こと、「中小企業の景況は原油・原材料価格の高騰が止まらない一方で価格転嫁ができない」という状況下で悪化の一途をたどっており、無理な人件費の増加は中小零細企業の存続に関わる問題になりかねないと主張するとともに、設備投資計画などをみても大企業と比較して大きく落ち込んでおり、中小企業の先行きの対する不透明感・不安感が非常に強い」と主張し、「今年度の目安審議については、最低賃金を決定する際の決定基準の一つである「労働者の生計費」を考慮するに当たって、「生活保護」に係る施策との整合性に配慮することが法律に明記されたこと、加えて、諮問の際に求められた「成長力底上げ戦略推進円卓会議に関する議論」への配慮については真摯に受け止めて議論することが必要であるが、経済の状況は全体として厳しい状況にあり、特に我が国企業数の99%を占め、労働者の7割を雇用している中小・零細企業はより厳しい状況にあること、さらには地域間の『ばらつき』もあることなどから、企業の存続や雇用に及ぼす影響を考慮する必要性がある、として大幅な引上げを行える状況にはないことを最後まで強く主張した」

生活保護との整合性については「基本的には、単身者の生活扶助の第1類費と第2類費を人口加重平均したものに住宅扶助の実績値を加えたものと認識しているとし、最低賃金を月額換算する上での労働時間については、実労働時間をとることは適切ではなく、法定労働時間をとるべきであると主張した」

◆意見の不一致と公益委員の見解

「地域別最低賃金の具体的水準は、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力という3つの要素を考慮して決定されるものである。このうち、労働者の生計費については、生活保護に係る整合性について配慮する旨の規定が先般の最低賃金法改正により新たに追加され、生計費の1つの要素として生活保護があることが、法律上明確にされたところである。生計費との関係は、最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき3つの考慮要素のうち生計費に係るものであることから、最低賃金法の規定ぶりとしては、生活保護との整合性に配慮すると規定されているところではあるが、法律上、特に生活保護との整合性だけが明確にされた点からすれば、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるように配慮する趣旨と解することが適当である。

最低賃金と生活保護の比較については、両者の基本的性質が異なることもあって、例えば、地域別最低賃金は都道府県別に決定されているのに対し、生活保護は市町村を6段階の級地に区分していること、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、生活保護では必要な応じた各種加算や住宅扶助等をどのように考慮するのかといった問題があるが、公益委員としては、直近のデータに基づき、手取額でみた最低賃金額と、衣食住

いう意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものを比較することが適當と考えたところである」

「さらに、本委員会としては、

成長力底上げ戦略推進円卓会議において中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針が取りまとめられたことを重く受け止め、政府において『中小企業生産性向上プロジェクト』を強力に推進し、IT化の推進や人材の確保・育成強化等体质強化、下請代金支払遅延等防止法による取締の一層の強化を図るとともに、下請ガイドラインの普及啓発にかかる取組みを強化し、下請適正取引等の推進に全力をあげることを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先に最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特別の配慮を要望する」

#### ◆「目安小委員会」における 労使の主張と公益委員の判断の評価

以上、長々と記載したことには理由がある。労使の意見と両者の対立、最終的にはこの「公益見解」が「地域別最低賃金と生活保護との整合性」の比較の基準、指標となった点に大きな問題がある、ということ、この点を資料的に明確にしつつ、以下に筆者による評価、およびその問題点を指摘していきたい。

#### ◆労働者側委員の説明

「地域別最低賃金と生活保護との整合性」において、根拠を明確にして説明している。

①『ナショナル・ミニマム』として「生活できる賃金」の保障を重視することが必要不可欠である」とした。このことは、憲法第25条は生存権保障を意味し、最賃法改正の9条3項にも同一の文言が加えられたことの法的含意を指摘していると理解できる。

「最低賃金法」は既にみたように、労働基準法第28条～31条に規定され、それが独立した法となった経緯がある。

最賃法として独立したものの、労基法の理念を踏襲していると解釈するのが自然である。新憲法の下で、憲法第25条と第27条（勤労権、および労働基準）は当初から密接な関係があったが、2007年の最賃法改正は両者の連動関係が公認されたことと解釈できる。

憲法第25条の通説はすべての国民への生存権保障（ナショナル・ミニマム保障）である。当局はこの適用を生活保護制度に限定している。筆者には異論があるが、その点を措くとして、その場合、働く労働のミニマム（法定最低賃金水準）の保障は勤労による生活維持の必要性の増加、およびそれに伴う必要経費の増加が不可欠である。また、賃金収入は公租・公課（税・社会保険料支出）負担によって低められるから、その手取り額は公的扶助水準（生活保護基準）よりも高くなる必要がある、ということである。他方、日本では公的扶助は生活に困窮する人々の最後の安全網であり、この水準を切り下げて両者を「整合」させるべきではない。問題は極端に低い現在の労働のミニマム（最賃制）の水準にある。

②労働者側委員は「県庁所在地の生活保護基準」を基準とすること、を主張した。生活扶助額は、たしかに全国を 6 つの級地区分として、年齢別、世帯別に定めている。また、住宅扶助にも地域別の格差がある。しかし、最低賃金が全国一律でなく、現行のように都道府県別に定められている現状では、生活保護も地域別に設定せざるをえないのは当然で、当局がいう生活扶助については「人口加重平均」では実態を反映しない。最賃決定に合わせて、扶助の適用者が多い都市部（県庁所在地）の基準を取るというのが必然的である。

③生活保護基準と比較する労働時間については、労働者側委員は「一般労働者の所定内実労働時間とすべき」と主張した。これもしごく当然である。就労している労働者は働く労働時間に応じて賃金収入を得るわけである。架空の数字を使用すべきでなく、労働者の所定内の実労働時間の数値を選ぶべきである。しかもこの数字は厚生労働省『毎月勤労統計調査』や『賃金構造基本統計調査』で客観的に、しかも毎年容易に把握できる。

④最低賃金と比較すべき生活保護基準は 12~19 歳単身の生活扶助の第 1 類費、第 2 類費+住宅扶助+期末一時扶助というのは中賃公益委員にも合意されたことである。（ただし冬季加算を追加すること）問題は指標の取り方である。

以上、労働者側委員の主張を筆者のコメントを付して評価した。全体として客観的根拠をもつてあるべき両者の比較指標を提起した、と考える。

#### ◆使用者側委員の説明

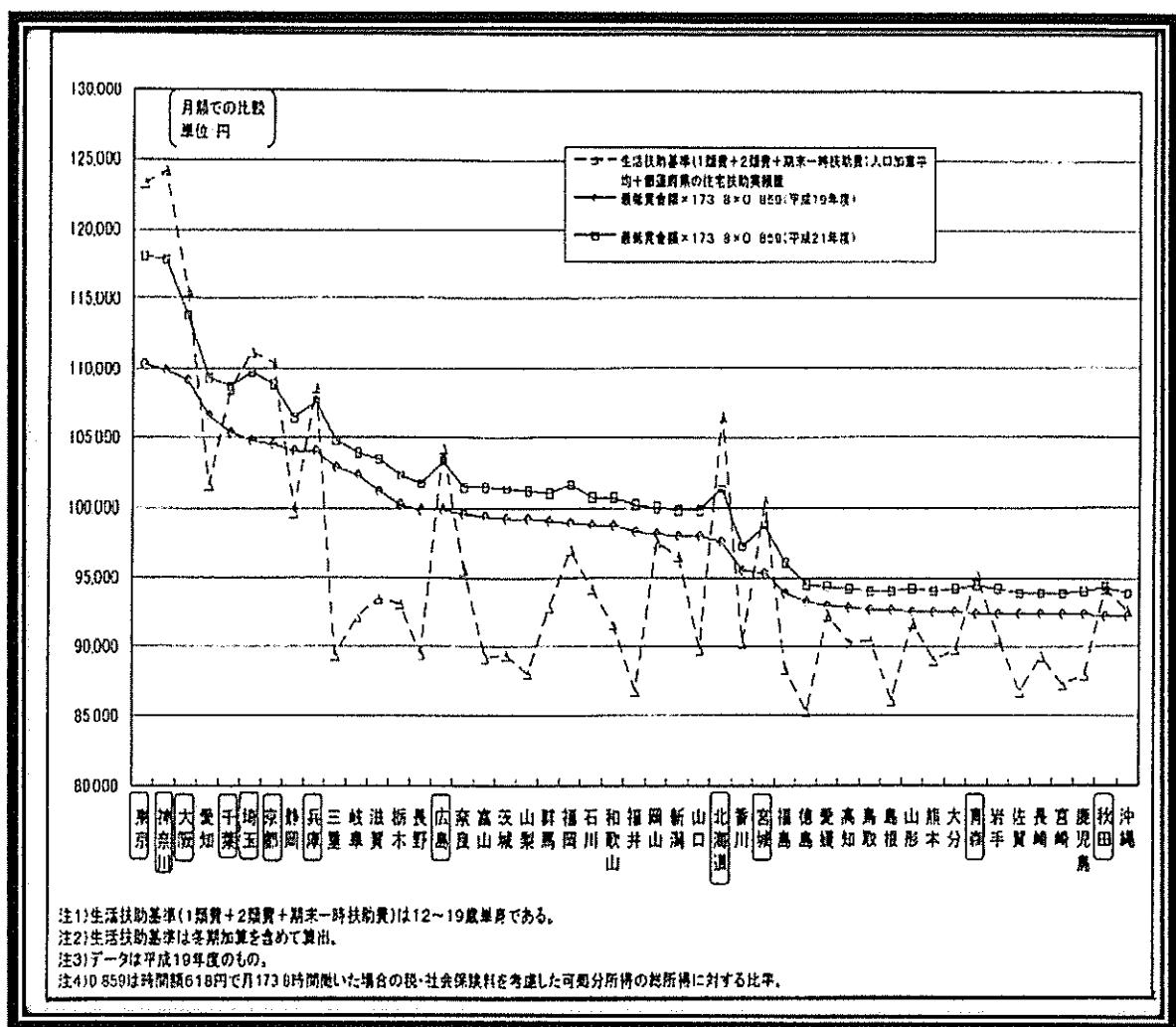
これに対して、使用者側委員の主張は最賃が上がることによる中小企業の経営環境が厳しい厳しいというたぐい、企業の存続や雇用に及ぼす影響の心配のみであり、最賃が上がることへの懸念のみが披瀝され、産業・業種の「支払能力」など何らかの客観的な資料を提示して説得したわけではない。ただ、最賃換算労働時間は「法定労働時間」をとること、生活保護基準は単身者の生活扶助の第 1 類費と第 2 類費の人口加重平均値+住宅扶助の実績値をえたものを主張している。労働者側委員の説明は理路整然とし、一方使用者側は、論理ではなく、最賃が上がることの杞憂を含めた現実の利害の主張ばかりで、両者の一致点はなかったのは当然である。

その中で、使用者側委員は「手取額でみた最低賃金額と、生活保護での若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均+住宅扶助額の実績値」（公益案）を「適当と考えた」という。この数値の選択の方が最賃額の引き上げが大きくない、その程度の発想であったのであろう。

#### ◆公益委員の判断

結論として、筆者は当時の公益委員が、労働者側委員の正当な比較方法を拒否し、使用者側委員に肩入れし、生活保護基準対比の最低賃金額を低くさせる役割を果たした、と評価せざるをえない。以下、この算定式の問題点を指摘したい。（なお、当局が提示した図は図 7 を参照）

図 7 生活保護と最低賃金の比較（当局提出資料）



(出所) 平成 22 年 3 月 8 日厚生労働省第 4 回雇用政策研究会資料による

## (2) 最低賃金と生活保護の「整合性」の算定式の問題点

桜井啓太氏は以上の中貨「目安に関する小委員会報告」の議論を整理し、労使委員の主張、公益委員の結論について、簡略に整理して表示している。（表10、表11）  
この表を参考にしつつ、以下この「整合性」の指標の選定の問題点を浮き彫りにしよう..

表10 最低賃金と生活保護の比較指標計算方法における各代表委員の見解

	最低賃金		生活保護		
	労働時間	可処分所得比率	生活扶助	住宅扶助	期末一時扶助
労働者側 見解	所定内実労働時間	都道府県の違いに 配慮	県庁所在地の基準	県庁所在地の 上限額	含める
使用者側 見解	法定労働時間	全国最低県(沖縄県) の値を適用	都道府県内 人口加重平均	実績値	含めない
公益委員 見解	法定労働時間	全国最低県(沖縄県) の値を適用	都道府県内 人口加重平均	実績値	含める

出所：「2008(平成20)年度中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会報告」をもとに筆者作成

(出所) 桜井啓太「最低賃金と生活保護の逆転現象発生のメカニズムとその効果」『大原社会問題研究所雑誌』No.663、2014年1月号、5頁

#### ◆最賃と比較する労働時間（「法定労働時間」月173.8時間）としたことについて

すでに述べた政府の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」で最低賃金と生活保護を比較する資料として使用された労働時間は厚生労働省『賃金構造基本統計調査』であり、「平均賃金の一定割合を目指す」で使用された労働時間は月160時間程度であった。筆者はこのデータの確認のために、直接内閣府を訪れ、資料作成の担当官に面談して確認した。また、『毎月勤労統計調査』では通常の実労働時間は月150時間前後である。なぜこれらの客観的基準・指標を選択しなかったのか。今もって不可思議である。

「法定労働時間」として当局が選択したのは月173.8時間である。これは年間約2085.7時間である。計算方式は1年(365日)を週単位に換算し( $365 \div 7 = 52.143$ 週)これに週40時間をかけ( $52.143 \text{週} \times 40 = 2085.7$ )これを月単位に変えたものである。 $(2085.7 \div 12 = 173.8 \text{時間})$

このような複雑な計算方法は当局がデータ作成のために用意したもので、働く労働時間を増やし、最低賃金を高く見せるには都合がよい。週40時間制であるから土、日は休むものの、15日ある祭日、盆暮れの休み、春の休暇もなく毎日毎日働き、週40時間労働したとみなした数字であり、したがって最賃対象労働者の労働・生活実態を全く反映しない架空の数字である。今回の神奈川の最賃裁判では原告は150時間(年間1800時間)で計算せよと主張しているのは当然である。

#### ◆公租公課率(可処分所得比率)を沖縄県にしたことについて

生活保護は、財政は全額公費負担、対象者は非課税、医療費も負担なしであるが、最賃には課税するとして導入した「公租公課率」について、当局は2009年に0.859を使用した。この数字は沖縄県で、2008年の「目安委員会」において労働者側委員が厚労省に数字を出させたところ、東京は0.844であった、という。両者には2%の違いがあり、東京では可処分所得では2499円過小に表示されていた。公租公課は、税だけでなく年金など社会保険料率

の継続的上昇があり、所得により増える。最賃の地域格差がある中では、低賃金地域の方は賃金が低いため控除額は少なく、率としては高く表示される。

表 11 可処分所得比率の年次推移（2008～2012年）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
可処分所得比率	0.864	0.859	0.857	0.857	0.849
比率作成における 目安時給	時給610円 (H18年沖縄県最賃額)	時給618円	時給627円	時給629円	時給642円
出所：各年度の中央最低賃金審議会の答申をもとに筆者作成					

（出所）前出 桜井論文による

表 11 はこの方式を導入した 5 年間のその比率の変化を示している。この比率は沖縄県の最賃を使用しているものの、その年度の最賃が基準となるのではない。例えば、2008 年 0.864 は平成 18 年（2006 年）の数字である。2012 年の比率 0.849 は目安時給 642 円となっているが、この時給額は沖縄県における 2010 年改定最賃である。つまり最賃最下限地域の金額が 2 年遅れで公租公課率の計算の基になっているのである。（この点は表 7 の最賃最下位値の推移を参照）最賃最下位の公租公課率では控除額が過大に見積もられ、「目安として可処分所得比率が 0.01 上がると、最低賃金水準は時給換算で約 7～10 円程度高く積算される」<sup>10</sup>としている。

この方式では最賃水準が相対的に高く、そのため、税・社会保険料の控除率が高くなる大都市部の最賃は総じて不利となる。したがって最賃が現行のように地域別に決定しているならば、各地の税・社会保険料の控除の実態を踏まえて算定されるべきであることがある。

#### ◆勤労必要経費を加えていないこと

生活保護世帯では働く場合、就労収入から「勤労控除」が認められ、その分手取り収入が増える。どの人々でも、働く際には、通勤、仕事に関連するさまざまな費用（複数の衣服・履物、バック、傘、書籍、筆記用具、携帯電話、外食代、交際費など）が最低限必要である。場合によって能力開発の費用も必要となる。労働者の生計費に係る項目である「勤労控除」＝勤労必要経費を入れていないことは大問題である。

◆最賃と対比する生活保護は、生活扶助費（一類費＋二類費＋期末一時扶助＋冬期加算）＋住宅扶助となったが

\*生活扶助費を「人口加重平均」としている

\*住宅扶助を「実績値」としているという点である。

◆生活扶助費の「人口加重平均」について

桜井啓太氏によれば、①生活扶助の「人口加重平均」の方式では、級地のランクの高い地域に住む対象世帯は生活保護以下になる、として神奈川県の例を紹介している。

表 12 は神奈川県の生活扶助基準の級地別員金額および人口分布を示している。

生活扶助の「加重平均値」(8万6321円)は1級地ー1の基準(8万7980円)より低く、加重平均値と1級地ー1では金額の差は1659円と大きな差がないように見える。だが神奈川県では1級地ー1に人口の総人口対比の66.5%が集中している。東京都では地域の生活扶助額が「人口加重平均」以下となる比率は96.7%である、としている。

しかも生活保護世帯は都市部で増加しているという実態をみれば、この加重平均値を選択することは問題である。とくに最低賃金が低い級地区分を含めた「加重平均値」と比較されれば、1級地ー1では最賃額が低くなる。改正最低賃金法がいう「最低賃金と生活保護との整合性」とは、どの級地でも「最賃が生活保護を下回らないように配慮する」ことであるから、原告が主張するように、最賃は県庁所在地の生活扶助額と比較すべきである。

表 12 級地別生活保護基準(神奈川県)

生活保護級地区分	人口(人)	生活扶助基準(円)				生活扶助合計(円)
		第1類賃	第2類賃 (冬季加算 は別掲)	冬季加算 (1か月平均)	期末一時扶助 (1か月平均)	
1級地ー1	6,017,510	42,080	43,430	1,288	1,182	87,980
1級地ー2	2,402,410	40,190	41,480	1,229	1,128	84,027
2級地ー1	561,089	38,290	39,520	1,171	1,075	80,056
2級地ー2	0	36,400	37,570	1,113	1,023	76,106
3級地ー1	67,322	34,510	35,610	1,054	969	72,143
3級地ー2	0	32,610	33,660	996	916	68,182
人口加重平均	9,048,331 (総人口)	41,287	42,612	1,263	1,159	86,321

(出所) 桜井啓太「最低賃金と生活保護—最低賃金決定における生活保護水準の妥当性」『貧困研究』vol.10.2013年6月、102頁

#### ◆住宅扶助を「実績値」とすることについて

住宅扶助の「実績値」は「被保護世帯の最低生活費における住宅扶助相当分を集計し、その平均をとる方法」である。桜井啓太氏によれば、その計算方法に「家賃が必要ない世帯を分母に入れること（「持ち家」世帯と「長期入院・入所世帯」）、結論として「地方の生活保護世帯は、都市部に比べて高齢者世帯の割合が高く、持ち家世帯の割合が大きい」（3級地の高齢者「持ち家・施設入所」38.3%）のであるが、逆に大都市部では「持ち家比率」が低い、としている。<sup>11</sup>したがって、①家賃が必要ない世帯を入れる方式は「実績値」を大幅に薄める効果があること、同時に②「全国の借家世帯の実質家賃の7割（69.8%）は各地域の実績値では家賃をカバーできない」こと、③「生活保護世帯の実質家賃が（住宅扶助の）特別基準の90～99%に集中している」として具体的な例を挙げている。

神奈川県（2010年時点）では

「実績値39,669円」に対して「特別基準46,000円」（県）、53,700円（横浜市・川崎市）であり、「単身一般世帯の平均家賃は60,076円」であった。①この神奈川県の例では「実績値」（39,669円）に対して県内の生活保護世帯の67.6%が「実績値<実家賃」世帯となる。②同時に、「全国の借家世帯およそ7割（69.8%）は、各地域の実家賃の水準では家賃をカバーできないこと」③「生活保護世帯の実質家賃が特別基準額の90～99%の水準に集中していることは厚生労働省でも指摘」している、としている。<sup>12</sup>

#### ◆東京都と島根県（松江市）との比較

表13 最低賃金と生活保護との「整合性」の例 東京都・島根県

（最賃額173.8時間、および150時間、生活扶助額は県庁所在地の級地、住宅扶助は特別基準で比較）

東京都 最低賃金	時間額	月額		島根県 最低賃金	時間額	月額	
	791円	×173.8h	×150h		630円	×173.8h	×150h
		137,480	118,650			109,490	94,500
	可処分所得	118,780	102,510		可処分所得	94,600	81,650
生活保護 東京都 (1級地-1)	×0.864	A	B		×0.864	A	B
	生活扶助	第1類 (12～19歳)	42,080	生活保護 松江市 (2級地-1)	生活扶助	第1類 (12～19歳)	38,290
		第2類(単身)	43,430		生活扶助	第2類(単身)	39,520
	冬季加算		1,288		冬季加算		2,333
		3,090×5÷12				5,600×5÷12	
	期末一時扶助		1,182		期末一時扶助		1,118
		14,180÷12				12,900÷12	
	合計	(a)	87,980		合計	(a)	81,300
	住宅扶助				住宅扶助		
	特別基準額 (b)		53,700		特別基準額 (b)		35,000
勤労控除	生活扶助+住宅扶助 (a+b)		141,680		生活扶助+住宅扶助 (a+b)		116,300
	1.3倍額 (C)		69,800		1.3倍額 (C)		46,000
	生活扶助+住宅扶助 (a+c)		157,780		生活扶助+住宅扶助 (a+c)		127,300
最低賃金-生活保護 (東京都：金額)	A-(a+b)	B-(a+b)		最低賃金-生活保護 (島根県：金額)	A-(a+b)	B-(a+b)	
	-22,900	-39,170			-21,700	-34,650	
	A-(a+c)	B-(a+c)			A-(a+c)	B-(a+c)	
	-39,000	-55,270			-32,700	-45,650	
勤労控除	基礎控除	特別控除			基礎控除	特別控除	
	(a+b)	26,090	12,575		(a+b)	24,370	11,440
	(a+c)	27,280	12,575		(a+c)	24,940	11,440

注) 最低賃金額は2009年度改定額、生活保護は2008年度分。  
 資料) 厚生労働省『生活保護手帳』(平成20年版)などから作成。

（出所）拙稿「公的年金制度とナショナル・ミニマム」増田・黒川・小越・真嶋共著

『国民的最低限保障』2010年、大月書店、254頁

以上の「整合性」指標の問題点を意識しつつ、筆者は島根県の調査を行なった。<sup>13</sup> そこの比較を労働時間は政府の 173.8 時間、原告が主張する 150 時間、生活保護は県庁所在地における級地の生活扶助額+冬季加算+期末一時扶助の合計、住宅扶助は特別基準として計算してみた。その結果が表 13 である。

### 1 東京都

#### \* 最賃（時給 791 円時点）

173.8 時間月額 13 万 7480 円 (A) 150 時間月額 11 万 8650 円 (B)

可処分所得月額 11 万 8780 円 (A) 10 万 2500 円 (B)

173.8 時間計算の方が名目額で 1 万 8830 円、可処分所得では 1 万 6270 円多く表示される。

#### \* 生活保護 東京都（1 級地—1）

生活扶助合計 8 万 7980 円、住宅扶助額 5 万 3700 円、合計 14 万 680 円

### 2 東京都の最低賃金と生活保護の格差

#### \* 最低賃金—生活保護

政府計算の可処分所得 (A) では 2 万 2900 円と生活保護よりも最賃が低い。

150 時間換算 (B) では 3 万 9170 円最賃が低い。

#### \* 島根県最賃（時給 630 円時点）

173.8 時間月額 10 万 9490 円 (A) 150 時間 9 万 4500 円 (B)

可処分所得月額 9 万 4600 円 (A) 8 万 1650 円 (B)

173.8 時間計算の方が名目額で 1 万 5190 円、可処分所得で 1 万 2850 円多く表示される。

#### \* 生活保護（松江市、2 級地—1）

生活扶助額 8 万 1300 円、住宅扶助額 3 万 5000 円、合計 11 万 6300 円

### 3. 島根県の最低賃金と生活保護の格差

#### \* 最低賃金—生活保護

政府計算の可処分所得 (A) では 2 万 1700 円生活保護よりも最賃が低い。

150 時間換算の可処分所得比較 (B) では 3 万 4650 円最賃が低い。

以上のように、最賃を政府指標でとり、生活保護を県庁所在地で選択し、住宅扶助を特別基準にして計算すれば、最賃の方が生活保護よりかなり低いことが分る。なお、生活扶助は最高額（1.3 倍）まである。表 13 では参考として指標 (C) としているが、最高額で表示すれば、生活保護がより高く表示されるから、最賃額はさらに低くなる。

しかもこの金額は「勤労控除」は除いている。勤労控除（「基礎控除」「特別控除」）は当時の金額を記載している。生活保護制度は生活困窮者の救済だけでなく、その「自立」を助ける目的がある。そうであれば、勤労にかかる経費は必要不可欠である。最賃適用者はすでに自立して働いて生活している。労働のさいの必要経費を全く見込まない比較は全くナンセンスである。

以上の算定式が意図するところは最低賃金の方は高めに積算し、生活保護は低めに計算し、結果として最賃額があまり上昇しないように設計されている。粗野でかつ乱暴なもの



であり、このような算定方式で当局が「逆転が解消」などと宣伝するのは不当である。

なお、神奈川労連は独自に両者を整合させる最賃水準を試算した。(表 14)これによれば、神奈川での現行最賃との乖離は極めて大きい。

なお、誤解のないように付言すれば、言うまでもないことであるが、原告は生活保護の削減で最賃との「整合性」を期待しているのではない。安倍内閣は「社会保障改革」として生活保護世帯の生活保護費削減〔生活扶助費 3 年間で 6.5% 引き下げ (740 億円減)、住宅扶助、冬季加算の切り下げ (住宅扶助分 190 億円減)〕を行っている。生活保護は生活困窮者の最後の砦である。しばしばキャンペーンされる「不正受給」者は全体のごくごく一部であり、個別に正せばいいことである。大多数は現在の生活保護水準でぎりぎりの生存を行っている。若者の受給増も削減の根拠の一つになっているようであるが、この主因は雇用機会のなさ、応募しても採用されない、という現在の労働市場要因にある。また、現在の非正規雇用化には事実上「半失業」状態にある者が少なくない。最低賃金も生活保護も憲法第 25 条の生存権保障として、そのナショナル・ミニマム保障が必要であり、最低賃金は働いているときのミニマムとして、すでに指摘した必要経費を入れ、該当地域・都市部に相当する公租公課率で決定することが肝要である。(この限り最低賃金>生活保護であるが、それは現行の公的扶助=生活保護の減額での「整合」などではなくその充実が大前提である)

### (3) 結論

この算定式による最賃と生活保護の「整合性」は、最低賃金法 9 条 3 項、および憲法第 25 条の最低限生活保障に違反する決定である。

現行の最低賃金と生活保護の整合性」比較基準を以下のように改定することを求めたい。

1. 最低賃金の月額換算の数字（月 173.8 時間）は実態を全く反映しない架空の数字であり、「毎月勤労統計調査」の指標により月 150 時間に改めること
2. 公租公課率は沖縄県の指標ではなく、各県の実態に合わせた指標に改定すること
3. 最賃に「勤労控除」（勤労必要経費）を加算すること
4. 生活保護中、生活扶助部分における現行の「人口加重平均」については、とくに保護世帯が多い都市部の実態を反映させるように「県庁所在地」のある級地区分に切り替えること
5. 住宅扶助を「実績値」から都道府県別に決定している「特別基準」の指標に切り替えること
6. 生活保護費を削減せず、最賃を引き上げる方式で両者の「整合性」をとること。

## IV 現行最低賃金制の問題点 3—決定基準（決定要素）に「事業の賃金支払能力」を残していること

### (1) 「通常の事業の賃金支払能力」の規定とその解釈について

#### ◆原告の主張

改正最低賃金法第9条2項では、

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

と規定している。3項で「生活保護との整合性の配慮」が新設されたのはすでに述べたところである。

繰り返すが、「改正最低賃金法」の第1条にある最低賃金決定が「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を目的としていること、また、今回3項が新設された加えられた経過に鑑み第2項は生計費をまずもって重視すべきこと、と解釈すべきである。

改正最賃法は9条3項がまず優先され、2項中の「労働者の生計費」が主要な決定基準である、と解釈するべきである。

#### ◆行政当局の主張

だが、すでに述べたように、日本の最賃法の歴史や現在の運営、今回の改正法の解釈を見ても、生計費を第1に重視することはなっていない。

厚生労働省の意見を集約していると思われるものは、労働調査会『最低賃金法の詳解』（平成21年4月、労働調査会刊）がある。そこでは以下のようない解釈がなされている。

「『労働者の生計費』とは、労働者の生活のために必要な費用をいうが、最低賃金決定の際の基準として労働者の生計費が考慮されるべきことは、最低賃金制が労働者の生活安定を第一目的としていることから当然である」と言いつつ「本条二項に定める三原則は直接的には、本法の規定による最低賃金、すなわち使用者がその使用する労働者に支払うべき賃金の最低額を定める行政官庁の命令を決定する際に、決定権者および最低賃金審議会が考慮すべきものである。この三原則は、最低賃金の決定にあたっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうちの何に重点があり、何は次という順位はつけ難い。三つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきである」<sup>14</sup>と書いている。

これは前段の文章と後段の文章が矛盾する奇妙な解釈である。最賃が「労働者の生活安定を第一目的」と言いながら、後段では三要素は「いずれも考慮されるべき重要な要素」「順位がつけ難い」などするのは詭弁である。

普通に解釈すれば、労働者の生計費を第一義的に考慮すべきである。他の2要素中「賃金」とは、かつて「類似の労働者の賃金」と言っていた項目である。さらに「通常の事業の賃金支払能力」が強固に譲らぬ決定基準として存在している。この「支払能力」は、1959

年最低賃金法の出発点から定められていた。この「支払能力」について、改正最賃法について解説した同書は「当該業種において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待できることのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない。一般的に言えば、業種等の賃金支払能力を概括的に把握するためには、経済産業省『工業統計表』等によって出荷額、付加価値等を検討することによって可能である」<sup>15</sup>などと述べている。

このような抽象的な表現によって「事業の支払能力」を規定する程度ではこの決定基準は全く意味をなさない。「正常な経営」とは何か。「通常の事業に期待できる賃金負担能力」とは何か。この基準は主観的で全く説得力がない。また、「工業統計表」などが表記されているが、いかにも言いわけがましい。最賃決定にこのようなデータを詳細に分析して「支払能力」を確定して審議会の場へ説得的に臨む経営者側委員などは皆無であろう。むしろ現実の最賃審議会では個別企業の事例を持ち出し 1 円でも安くするように頑迷に主張するのが、使用者代表の「支払能力論」である、というべきではないか。

中小企業は産業・業種・企業規模等などで複雑、雑多な企業が存在しており、特に「地域別」として包括すれば、その中には多様な業種、企業が存在する。それらを地域包括してある水準の「事業の支払能力」などの基準で決定することなどできるはずがない。このような曖昧な「支払能力」基準が残存していること自体が日本の最賃制の健全な発展を阻害し、とくに低賃金層の変化、とりわけ冒頭に掲げた非正規雇用の著しい増加、そこでの生活できない所得水準という変化に機敏に対応できず、頑迷な使用者側委員の主張の枠の範囲に行政が拘束され最賃決定を行うということが「惰性的慣行」として続いてきたのではないか。

当局のいう「出荷額」「付加価値」などは現実には中小企業の置かれた経済環境によって大きく影響を受ける。したがって最賃額の引き上げがダイレクトに「賃金支払能力」に大きく影響するかどうかは疑わしい。なぜならば、「人手不足倒産」ということは耳にするが、最低賃金引き上げで企業倒産したなどの事例など筆者はこれまで寡聞にして聞いたことがないからである。また、現在の最賃は時間表示のみで決定される。日額、月額との運動関係が切断されたから、時給表示の最賃が上がっても、企業はシフト制の変更、少人数化による生産性の向上で対応する企業もある。しかし最賃増加は回り巡って需要増加=販売額、出荷額の増加が期待できる。中小零細企業が経営困難になるのは、人件費以外の要因であろう。

#### ◆中小零細企業経営は経済環境に左右される

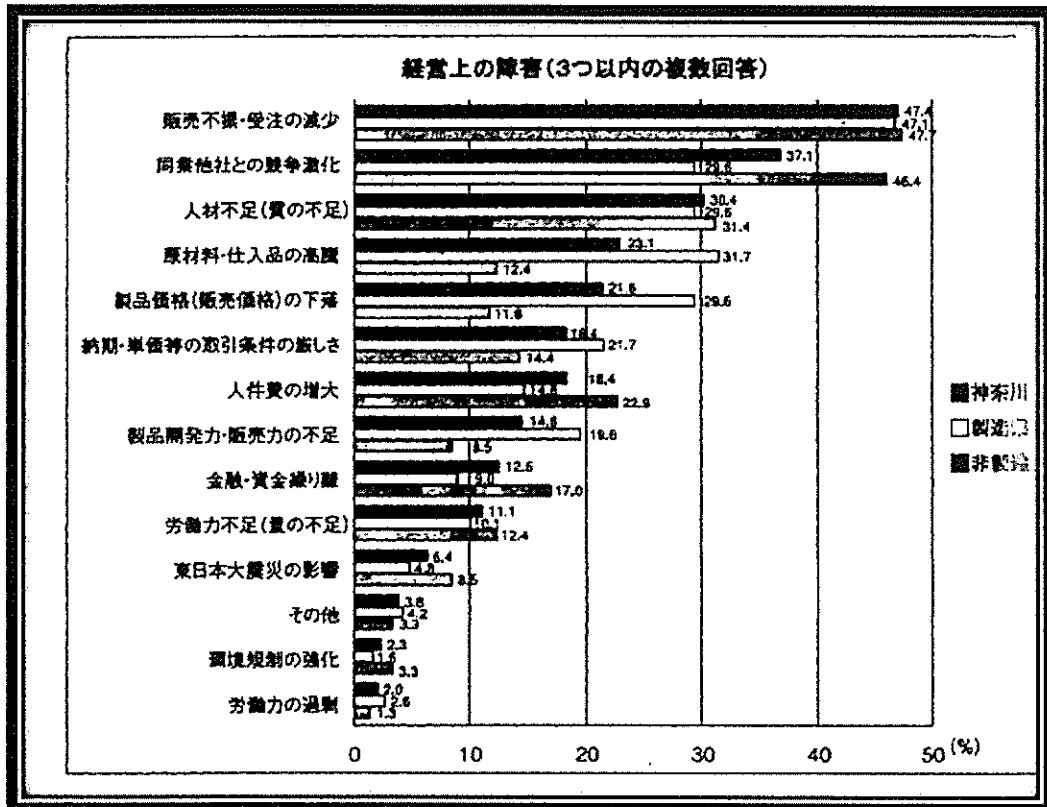
図 8 は神奈川県中小企業団体中央会が現在の経営上の障害を聞いている。(3つ以内の複数回答)

図のように経営上の障害は何と言っても「販売不振・受注の減少」であり、「同業他社との競争」「人材不足」「原材料・仕入価格の高騰」「製品価格（販売価格）の下落」が続く。

「人件費の増大」はさしたるウエイトではない。

中小企業経営者はひたすら人件費削減を追求しているわけではない。むしろ優秀な人材の確保に期待している。経営上の障害の懸念には、当局が言う「出荷額」「付加価値」を脅かす要因の方が強い。

図8 中小企業の経営上の障害



(出所) 神奈川県中小企業団体中央会『神奈川県の労働事情：平成24年度中小企業労働事情実態調査報告書』(調査時点平成24年7月1日)

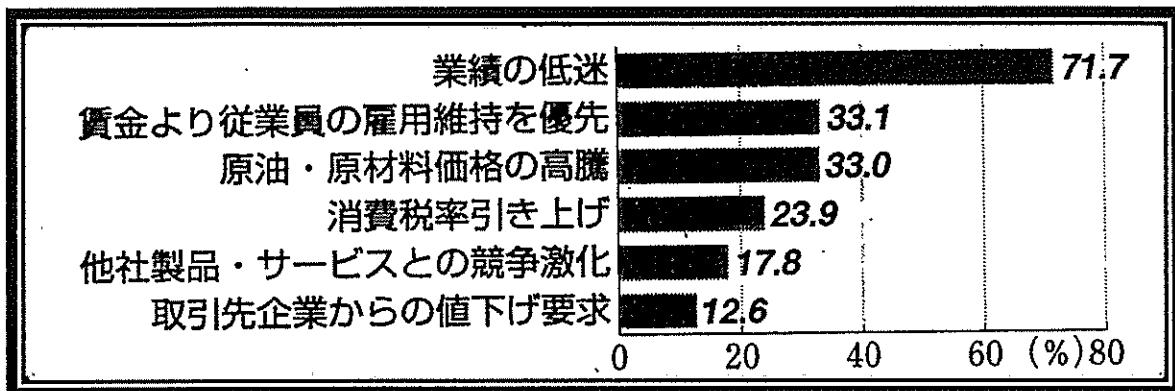
図9は、経済産業省が2014年6~7月期、経済産業省が昨年度に「1人当たり平均賃金」を引き上げなかった企業の理由を聞いている。

回答の最も多くは「業績の低迷」71.7%で、これに「従業員の雇用維持を優先」33.1%で、後の理由は「原油・原材料価格の高騰」(これは日銀の円安誘導の影響)であり、「消費税率引き上げ」も安倍内閣の政策、「競争激化」なども規制緩和の影響が大きい。また、下請単価切り下げは大企業の系列支配により「公正取引」が阻害される要因である。国や大企業の政策が中小企業経営を苦しめている要因で、その困難のあおりが賃金引上げにしわ寄せされている、と理解できる。

なお、表示していないが、逆に「1人あたり平均賃金」を上げた企業の理由の第1は「従業員の定着・確保」(75.8%)が圧倒的で、ついで「業績回復の還元」(28.9%)「消費税率引き上げへの対応」(21.3%)、「同業他社の賃金動向」(15.9%)である。

これは当該中小企業の正社員に関する理由であるが、最賃についても参考になる。

図9 2014年度に賃金を引き上げない、引き上げていない主な理由



(注) 調査時点 2014年6月～7月23日。回答数1万380社。

(出所) 経済産業省『中小企業の雇用状況にかんする調査。集計結果の概要』(平成26年8月15日)

図から判断されることは「支払能力」とは実体的には人件費以外の要因に影響されている。その中で健全な中小企業は人材の確保・育成に努め、適正な賃金を支払うように努力している。そのように見れば、最賃法にわざわざ「通常の事業の支払能力」を挙げる必要は全くなく、中小企業の「業績の向上」を阻害させる要因をなくすことの方が肝要である。中小企業振興の方策、予算の拡充、コスト面では減税、社会保障の企業負担の改善も必要である。最低賃金をきちんと支払う企業にさまざまな助成策を講じることについては、現在政府も若干の施策を実施しているが、それはあまりに貧弱である。<sup>16</sup>

とくに近年、大企業は多国籍企業としてアジア諸国などに海外展開し、国内の産業の空洞化を招来させている。中小企業は国内の家計消費需要に依存する分野が多い。国内に産業を残し、内需拡大を促進させるためにも中小企業を積極的に維持し、最低賃金の大幅引き上げ、地域格差を縮小することが必要である。非正規雇用の増大の現状を見れば、それなくして経済の「好循環」などありえない。

## (2) 国際比較上の「支払能力」規定の位置

### ◆ILO条約には「支払能力」規定はない

ILO（国際労働機関）は、「いかなる場合にも、関係のある労働者が適當な（ディーセントな）生活水準を維持しうるようにすることの必要」（第30号勧告）と、「労働者及びその家族の必要」（第131号条約）を決定した。

日本も批准した第131号条約が「経済的因素」を追加しているのは、発展途上国で最低賃金制がなかなか創設されなかつたために、これら諸国で最低賃金制の創設を促進するために、発展途上国を対象にして、「経済的因素」を追加したということである。しかも、「経済的因素」で例示されているのは、「経済開発上の要請」、「生産性の水準」、「高水準の雇用

を達成し及び維持することの望ましさ」である。そこには「支払能力」はない。<sup>17</sup>

したがって、日本のような「先進国」に「経済的要素」を適用することは想定されていない。なお、ILOは「支払能力」は「生産性」とは異なる概念だとしている。さらにいえば、ILOは「支払い能力」はあいまいな概念だととらえている。<sup>18</sup>

#### ◆先進国での「支払能力」の位置－日本だけの異常さ

再三指摘しているが、日本の最低賃金制の根本的欠陥は「事業の賃金支払能力」を法文において明記していることにある。労働者の生計費が基準の最賃制度に「支払能力」を挙げ、そして行政当局が生計費と同格で位置づけていることなどはおよそ「先進国」にはない。表15は前出、丸谷浩介氏の作成によるものであるが、ここで氏は「もっとも煩雑に使用されている考慮要素は賃金動向と経済動向である。これは労働者の生計費と物価動向と言い換えることもでき、これらの2つはILO131条3条（1971年）で規定されている代表例である。労働者のニーズ、労働生産性、事業の支払能力などはこれよりもずっと低い考慮要素である」<sup>19</sup>と指摘している。当局がいう「三つの観点から総合勘案」などは国際的に通用しない決定基準である。

表15 最低賃金決定の決定要素

最低賃金決定の法定要素										
	賃金水準	社会保障給付	労働者家族のニーズ	インフレ・生計費	雇用率	経済動向	労働生産性	事業の支払能力	基準なし	
日本	○	○※		○				○		
中国	○	○		○	○	○	○			
韓国			○	○			○			
カナダ	○					○				
米国									○	
フランス	○		○	○		○				
ドイツ									○	
英国						○				
オランダ	○	○			○					

※生活保護に係る施策との整合性を配慮  
(出所) (Eyraud(2005)pp.31-39)を一部改変

(出所) 前出、丸谷浩介「最低賃金の国際比較」による

### (3) 結論

1. 改正最低賃金法における「最賃と生活保護との整合性」は労働者の生計費を第一に決定することを明示している。したがって、第 9 条の理解にとって重要なことは新設の 3 項を優先させることである。
2. 第 2 項にある「事業の賃金支払能力」規定は ILO 条約にはなく、先進国の決定基準になっていない。先進国で重視しているのは賃金動向と経済動向（労働者の生計費と物価動向）である。したがって曖昧な「事業の賃金支払能力」規定は削除すべきである。
3. 中央最低賃金審議会（中賃）が導入した「整合性」の算定式は中賃が使用者側委員の主張だけを取り入れたこと結果であり、換言すれば、労働者の生計費ではなく、「事業の賃金支払能力」を選択した結果である。そのため、両者は不整合である。正しく整合するために、後述のⅢの 3 結論で述べたような指標に変えるべきである。
4. 中小零細企業の経営環境は大企業とは異なった財務状況（需要不足、資金不足、「内部留保」不足、人材確保の困難など）、および大企業優位の取引関係（下請関係、単価切り下げ等）の影響などから、さまざまな経済環境の変化がダイレクトにマイナスに影響する。

中小零細企業分野は国内の消費需要、とくに家計消費需要に左右されることを十分考慮し、政府は積極的な助成措置・大幅な金額アップを講じて最低賃金の大幅引き上げ（最低時給 1000 円以上）を直ちに実施すべきである。

## V 原告が主張する最賃制時給 1000 円以上の根拠

### (1) 日本の生計費との比較

#### 根拠 1 労働者の生計費の最低限確保には時給1000円以上は絶対に必要

日本の最賃法は冒頭（第1条）で現行最賃法の目的を掲げている。それではこの法律は労働者の生活の安定を保障しているか。すでに展開したように、日本の最賃制はその金額自体がワーキング・プアの水準である。また、厳密な生計費調査では埼玉県、北上市、静岡市、名古屋市、大村市での生計費調査でも類似の費用がかかる。この試算は25歳男性をモデルとしているが、現行最賃制の適用労働者でも、「独立して家計を維持する」ための家賃、公共料金、食費等は同じで、多少の年齢・地域差はあれ類似の生計費が必要である。

### (2) 学歴別初任給比較

#### 根拠 2 時給1000円以上は高卒初任給程度の水準である

初任給との関係でいえば、地域別最賃が定着してきたとき、地賃が「市場賃金底辺」への接近、中卒女子初任給やパート賃金と最賃の接近の時期があった。（表16）

表16 地域別最低賃金制と中卒初任給・女子パート賃金との比較（1976～1983年）

地 域 最 賃	春 闇 賃	中小企 業賃上 げ率	零細企 業賃上 げ率	女子バ ート賃 金 (時間 額)	引上 げ率	中卒初任給			
						男子	引上 げ率	女子	引上 げ率
時間 額	日額	月額	引上 げ率						
1976	265	2,122	53,050	—	8.8	9.7	—	64,700	7.8
77	290	2,324	58,100	9.52	8.8	9.4	—	70,400	8.8
78	309	2,472	61,800	6.37	5.9	6.4	6.5	72,800	3.4
79	328	2,627	65,675	6.27	6.0	6.5	6.2	75,400	3.6
80	351	2,812	70,300	7.04	6.87	7.38	7.1	81,100	7.6
81	374	2,994	74,850	6.47	7.73	7.87	5.8	85,000	4.8
82	395	3,156	78,900	5.4	7.0	6.87	4.7	91,000	7.1
83	407	3,256	81,400	3.2	4.47	4.49	3.2	93,000	2.2

注 (1) 最賃日額は加重平均値。最賃時間額は日額×1/8、月額は日額×25日で算出。  
(2) 女子パート賃金は製造業、企業規模計の1時間当たり所定内給与額。中卒初任給は産業計・企業規模別計の数値。  
(3) 春闇賃上げ率は1000人以上主要企業、中小企業賃上げ率は300人未満計（いずれも労働省労政局労働組合課調べ、単純平均）  
(4) パート賃金・中卒初任給は労働省『賃金構造基本統計調査』による。  
(5) 零細企業賃上げ率は『賃金改定状況調査』による5～29人規模の賃金上昇率。

（出所）拙著『日本最低賃金制史研究』1987年、梓出版社、357頁

表 17 は学歴別初任給水準である。表示は 1985 年～2001 年までである。

現在、15 歳以上の中学卒業者は著しく減少している。進学率の上昇で高校卒が事実上義務教育化され、最低でも 18 歳高卒者が当たり前の時代である。厚生労働省当局の初任給調査でも現在では中卒初任給表示されなくなっている。2001 年の初任給調査と比較してみると、神奈川県の地域別最低賃金 887 円は 150 時間換算で 13 万 3050 円、173.8 時間換算で 15 万 4160 円、全国加重平均 780 円では 150 時間換算 11 万 7000 円、173.8 時間換算では 13 万 5564 円である。政府の数字においても、その全国平均は中卒女子初任給とほぼ同じ額であり、神奈川県では男性高卒初任給よりも低い。150 時間換算では中卒女子初任給より低く、全国平均では中卒初任給よりもはるかに低い。

表 17 学歴別初任給水準（1985 年～2001 年）

	中卒			高卒			高専・短大卒			大卒(事務系)		
	女 千円	男 千円	男女格差 (男=100)									
1985 年	91.7	96.2	95.3	106.2	112.2	94.7	133.5	123.6	94.7	133.5	138.9	96.1
1990 年	107.1	117.0	91.5	126.0	133.0	94.7	162.0	145.4	95.0	162.0	168.8	96.0
1995 年	125.5	142.0	88.4	144.7	154.0	94.0	182.5	165.1	96.1	182.5	191.6	95.3
1996 年	130.8	146.6	89.2	146.1	154.5	94.6	181.7	166.8	95.1	181.7	191.7	94.8
1997 年	131.8	141.6	93.1	147.3	156.0	94.4	184.3	168.9	95.3	184.3	192.5	95.7
1998 年	129.0	143.4	90.0	147.9	156.5	94.5	184.1	168.8	95.9	184.1	194.1	94.8
1999 年	139.5	144.1	96.8	148.3	157.6	94.1	185.6	170.3	95.2	185.6	194.1	95.6
2000 年	137.5	140.6	97.8	147.6	157.1	94.0	183.2	171.6	95.3	183.2	195.6	93.7
2001 年	134.0	145.1	92.4	148.7	158.1	94.1	185.1	170.3	96.2	185.1	197.5	93.7

厚生労働省調べ

(注) 事業所規模 10 人以上

#### ◆公務の初任給との比較

表 18 は公務の臨時職員の俸給表の一例として静岡県御前崎市を例示している。

2008 年、人事院はその勧告において公務臨時職についての「指針」を提示した。俸給表行政職 1 級 1 号俸（公務経験を経ず採用された最低の俸給）を基準として基礎時給 782 円、東京 23 区では地域手当を考慮して 922 円という基準である。この人事院の基準はあくまでも公務の臨時職員への「指針」ではあるが、この水準は公務の非正規や民間委託された請負労働者に直接影響するものであるが、最賃水準とも無関係ともいえない。

2014 年 3 月時点で「行政職 1 級 1 号俸」の金額は 13 万 5600 円、時間当たり賃金は 807 円 ( $13500 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \div 52 \text{ 週} \div (\ast 7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日}) = 807 \text{ 円}$  となっている。(\* 当時は 1 日当たり勤務時間が 15 分短縮したことによる)

公務の未経験者の初任給は中卒女子初任給と驚くほど類似した金額である。また、その時給水準は最賃の全国平均の加重平均値よりもやや高い程度の水準である。

表18 公務の臨時職員の給与表（静岡県御前崎市）

別表第4(第12条関係) 臨時職員等賃金表（市立御前崎総合病院に勤務する職員を除く。）			
職種	勤続期間及び月給	時間給	備考
一般事務	—	135,600円	750円
用務員	—	133,100円	750円
調理員	—	133,100円	750円
保健師	—	—	1,200円
訪問調査員	—	—	1,200円
家庭児童相談員	—	—	1,200円
在宅健康管理員	—	—	1,200円
栄養士	—	—	1,200円
消費生活相談員	—	—	890円 同等経験有
	—	—	1,000円 資格有
レセプト点検	—	—	890円
放課後児童クラブ指導員等	—	—	890円
障害児放課後児童クラブ指導員	—	—	750円 資格無
	—	—	890円 資格有
幼稚園教諭・保育士	1年未満	155,700円	950円
	1年以上2年未満	161,600円	950円
	2年以上3年未満	172,200円	950円
	3年以上	178,800円	950円
司書	—	—	890円
公民館事務	1年未満	155,700円	—
	1年以上	161,600円	—
その他特殊な技能、経験等を有する職	—	—	890円～1,200円

備考 1 複数の賃金単価区分が設定されている職種の場合、経験年数を満たしても勤務成績が良好でない非常勤職員については、上位の賃金単価の適用は行わない。  
 2 月給職員は、一般職常勤職員と同等の勤務をする臨時職員に適用する。  
 3 この別表における消費生活相談員の資格については、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントのいずれかの資格とする。  
 4 この別表における障害児放課後児童クラブ指導員の資格については、教諭、保育士、社会福祉士又は移動介護従業者のいずれかの資格とする。

(出所) 静岡自治労連『自治体非正規職員の賃金・労働条件実態調査』2013年4月による

日本の最賃制はこれまでの所、この公務の最低初任給を上回らない状況で改定されている。これには、最賃と中卒初任給を比べる時期が異なり、最近では当局がデータを公表していないので、不確かな面はあるものの、2002年度以降初任給水準は多少上昇したと推定するものの、近年の動向をみると、初任給はむしろ逆に切り下げられる傾向にある。したがってその時期以降、その額が大幅に変動（上昇）した、とは言い難い。

そうであれば、現行地域別最賃の改定には依然として市場賃金底辺における中卒女子初任給、公務未経験の俸給表との関係がある、と言って誤りではないであろう。

すでに2007年最賃法改正での生活保護との比較では12～19歳の指標が選択されている。それに合わせてみると、公務の俸給表行政職1級1号俸給は異常に低い。当然この水準を

高卒初任給レベルに改訂する必要がある。

#### ◆改正最低賃金法成立期の『円卓会議』での議論

2007年3月、(麻生政権時)、政府の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」(関係閣僚と労使代表が参加。議長=樋口美雄・慶應義塾大学教授)が発足、中小企業の生産性向上と最低賃金の引き上げが議論になった。

同会議は6月20日、中長期的な最低賃金の引き上げに向けた基本方向を合意した。

①「生活保護水準」

②「高卒初任給」

③「平均賃金の一定割合」

の3つの考え方が提示された。

③平均賃金の「一定割合への引き上げを目指す」は組合側はその50%水準を要求していた。以上の検討のなかで、高卒初任給の低位水準を「めざす」とせず、「均衡を勘案して、引き上げることをめざす」、としたが「高卒初任給」という中期目標が検討されたという変化があった。しかし、これは明確な合意がされず、結局①の生活保護水準との比較が追求されたのである。高卒初任給が問題になった事実を確認すべきである。

#### ◆時給1000円は過大な額ではない

時給1000円以上というのは、150時間換算で15万円にすぎない。それにも拘わらず、日本の最賃水準は時給の月額換算でも高卒初任給にも達していない。(厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(平成25年)では高卒初任給は150時間換算男性15万8000円、女性15万1000円、男女計15万6000円である。いわば最低でも高卒女子初任給程度の賃金を要求することにすぎないというきわめて控え目な要求であることなのである。

労働総研では最低賃金を時給1000円に引き上げたとしても、「年間労働時間を1765時間として(5人以上の事業所、一般・パートの平均)、賃金は1カ月14.7万円にすぎず、日本の企業が払えない金額ではない」としている。(労働総研「2015年春闘提言」2015年1月17日)

### (3) 最低賃金制の水準の国際比較

根拠3 先進諸国では時給1000円以上は常識である

表19は日本と欧米各国の最低賃金額を月150時間労働として比較したものである。この表では各国の最賃水準を為替レート換算と購買力平価換算で表示している。為替レート換算は為替相場の日々変動する影響を受ける。

表19 日本と欧米諸国の最低賃金額

日本と欧米各国の最低賃金額(月150時間労働として水準を比較)

国名	時間額	購買力平価 換算(円)	為替レート換算 (円)	月額	購買力平価 換算(円)	為替レート換算 (円)	年額	購買力平価 換算(円)	改定発効
ベルギー(22歳以上)	€ 10.01	¥1,246	¥1,402	€ 1,501.82	¥186,870	¥210,255	¥2,242,444	2014.12	
フランス	€ 9.61	¥1,224	¥1,345	€ 1,457.55	¥185,599	¥204,057	¥2,227,189	2015.1	
ルクセンブルグ(19歳以上・未熟練)	€ 11.10	¥1,141	¥1,554	€ 1,921.03	¥197,540	¥268,944	¥2,370,479	2014.1	
オランダ(23歳以上)	€ 8.66	¥1,095	¥1,212	€ 1,501.80	¥189,903	¥210,252	¥2,278,833	2015.1	
アイルランド(18歳以上)	€ 8.65	¥1,002	¥1,211	€ 1,461.85	¥169,332	¥204,659	¥2,031,987	2011.7	
イギリス(21歳以上) (18~20歳)	£6.50 £5.13	¥964 ¥761	¥1,190 ¥939	£975.00 £769.50	¥144,592 ¥114,116	¥178,425 ¥140,819	¥1,735,102 ¥1,369,396	2014.10 2014.10	
スペイン	€ 5.02	¥730	¥703	€ 752.85	¥109,560	¥105,399	¥1,314,723	2013.1	
オーストラリア	\$16.87	¥1,218	¥1,620	\$2,530.50	¥182,665	¥242,928	¥2,191,983	2014.7	
ニュージーランド(18歳以上)	\$14.25	¥1,049	¥1,297	\$2,137.50	¥157,424	¥194,513	¥1,889,088	2014.1	
カナダ(オンタリオ州) (ヌナブト州)	\$11.00 \$11.00	¥944 ¥944	¥1,089 ¥1,089	\$1,650.00 \$1,650.00	¥141,614 ¥141,614	¥163,350 ¥163,350	¥1,699,370 ¥1,699,370	2014.6 2013.7	
アメリカ(全国) 大統領公約	\$7.25 \$10.10	¥790 ¥1,101	¥863 ¥1,043	\$1,087.50 \$1,515.00	¥118,538 ¥165,135	¥129,413 ¥156,500	¥1,422,450 ¥1,981,620	2009.7 2015.1	
オレゴン州	\$9.25	¥1,008	¥1,101	\$1,387.50	¥151,238	¥165,113	¥1,814,850	2015.1	
コネチカット州(現在)	\$9.15	¥997	¥1,089	\$1,372.50	¥149,603	¥163,328	¥1,795,230	2015.1	
コネチカット州(2017年)	\$10.10	¥1,101	¥1,202	\$1,515.00	¥165,135	¥180,285	¥1,981,620	2017.1	
カリフォルニア州	\$9.00	¥981	¥1,071	\$1,350.00	¥147,150	¥160,650	¥1,765,800	2014.7	
カリフォルニア州(2016年)	\$10.00	¥1,090	¥1,033	\$1,500.00	¥163,500	¥154,950	¥1,962,000	2016.1	
サンフランシスコ市(最賃条例)	\$11.05	¥1,204	¥1,315	\$1,657.50	¥180,668	¥197,243	¥2,168,010	2015.1	
ワシントン州	\$9.47	¥1,032	¥1,127	\$1,420.50	¥154,835	¥169,040	¥1,858,014	2015.1	
シアトル市(最賃条例・規模 500人以上)	\$11.00 \$15.00	¥1,199 ¥1,635	¥1,309 ¥1,785	\$1,650.00 \$2,250.00	¥179,850 ¥245,250	¥196,350 ¥267,750	¥2,158,200 ¥2,943,000	2015.1 2018~	
ドイツ(2015年全国一律最賃)	€ 8.50	¥1,186	¥1,190	€ 1,275.00	¥177,945	¥178,500	¥2,135,339	2015.1	
日本	¥780(加重平均)			¥117,000			¥1,404,000	2014.10 ~	
	¥888(最高)			¥133,200			¥1,598,400		
	¥677(最低)			¥101,550			¥1,218,600		

注1 €1ユ-0140円, \$1米\$119円, £1英ポ-183円, CA\$1カナダ\$1.99円,豪\$1豪ドル96円, N\$1ニュージーランド\$1.91円(2014/12/1~15/3/6:3カ月平均)

注2 ゴンクが設定基準、例えばベルギーは平均月額最低所得保障(RMMMG)と称する月額が基本で時間額はフルタイム労働時間との比例

で減額(法定週労働時間換算)して適用。法定労働時間は、ベルギー・ルクセンブルグ・豪週38時間/月152時間/箇36時間/仏35時間/アイルランド39時間

英米日西Nz40時間と異なるが、本表は全労連要求の月150時間労働を軸に比較を試みた。それゆえ、各の実際の運用額とは異なるケースがある。

スペインの最低賃金は年14か月分支払われるため、月額は12か月分に換算してある(表にはないがギリシア、ポルトガルも同様の制度)。

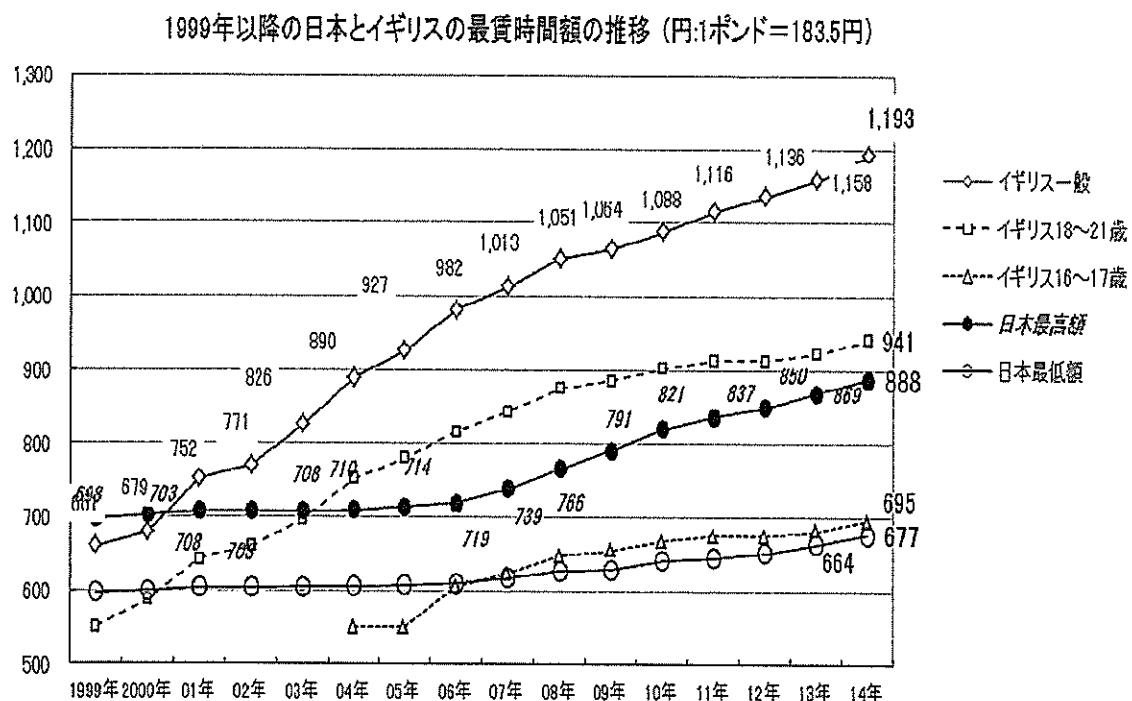
注3 購買力平価は2011年に更新されたOECD値。対し、当たり各國通貨(\$=109円, 0.735ボンド, 0.856仏€, 0.862蘭€, 1.51豪\$, 1.27カナダ\$等)

注4 アメリカは全国一律連邦最賃、州別最賃、市条例最賃。ワシントン州が最高、掲載省略したがアリーノドも現行7.25\$を2018年10.10\$にする法改正可決。

カナダは州別。英蘭ベルギーは標記外に低年齢層の減額最賃がある。

注5 ドイツは全産業対象の法定最賃ではなく、特定産業(清掃、建設、派遣等)について派遣法、労働者送出法等に基づく最賃規制がある。

表 20 日本とイギリスの最低賃金比較（1999 年～2014 年）



(出所)『2015 年版国民春闌白書』及び伊藤圭一氏より最新版を提供。

\*表示中、イギリス 19～21 歳は 21 歳未満。

消費購買力平価は各国の家計消費支出を考慮した物価水準によって各国の最賃の実質購買力に接近する方式である。OECD はこの購買力平価の水準を表示している。

①これに基づき計算すれば、ベルギー（22 歳以上）150 時間換算 18 万 6870 円、フランス 18 万 5599 円、オランダ（23 歳以上）18 万 9903 円、イギリス（21 歳以上）14 万 49592 円、ドイツは 2015 年発効予定の全国一律最賃（時間額 8.50 ユーロ）は購買力換算 17 万 7945 円となる。

②アメリカは連邦最賃 10.10 ドルへの移行は共和党の議会多数派化で不確かであるが、各州では時給 9.00 ドルから 11 ドルに向い、カルフォルニア州は 2016 年発効予定の最賃は 10 ドル（購買力平価換算 16 万 3500 円）サンフランシスコ最賃条例では 11.05 ドル（18 万 0668 円）、シアトル市は 11 ドルの場合 17 万 9850 円となっている。

③日本の地域別最賃の全国加重平均値 780 円は 150 時間で 11 万 7000 円、最高地域（東京）で 888 円は 13 万 3200 円、最低地域（677 円）は 10 万 1550 円でしかない。

諸外国での月額をやや低めに 17 万円とみて時給換算すると、時給 1133.3 円、18 万円は時給 1200 円である。

④先進国で最賃額が低い額に属するイギリスでは表 20 のように 1999 年以降最賃額は日本

以上に右肩上がりで上昇し、為替レートでみれば 21 歳成人最賃は時給 6.50 ポンド、1193 円となっている。対照的に、日本では最高の東京、1 円低い神奈川県でも上昇しているものの、その上昇率は低い。最賃の絶対額の低さが全く回復できていない。

以上のデータで示すように、総じて時給 1000 円以上は常識、というのが欧米先進国の事例である。今回の最賃裁判の原告が主張する時給 1000 円以上は不思議でも何でもない。

各国では格差と貧困の広がりにおいて、どの国でも最賃水準に留意し、この水準をさらに高めるよう努力しているといってよい。

#### (4) 現実の市場賃金の動向

##### 根拠4 首都圏では非正規の時給は1000円を超えてる

###### ◆現実の市場賃金の上昇 - 神奈川県で時給1000円を超える

近年、大都市部とくに首都圏のパート・アルバイトの時給は急上昇している。

2014年12月のパート・アルバイトの募集時平均時給は、2014年12月三大都市圏（首都圏、東海、関西）で前年同月比0.7%高い966円を記録した。首都圏では09年12月以来の高水準で1005円を記録した。飲食店、居酒屋、レストランのウエイター、あるいは物流施設の作業員、工場勤務（自動車や重機工場）での時給は1000円を超えたという。（求人情報大手「リクルートジョブ」の情報による）

神奈川県は大阪府、埼玉県、福岡県、東京都と並んで最賃改定率が高いといわれるが、専門、技術、管理職を除くほとんどの職種の改定率が 10% を超えており、とくに大阪府、神奈川県では 40% を超える職種が多くなっている、とし、「販売職」「サービス職（飲食・調理）」「サービス職（接客・給仕）」などが採用困難職種となり、小売・飲食関連業界におけるパート・アルバイト採用の困難を伝えている。

パートタイマーの募集時平均時給は平成 26 年 12 月集計結果によれば、関東 4 都県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の平均時給 1,014 円、1000 円を超えてる。（「アイデム」<http://www.apj.aidem.co.jp/>）

このような労働市場での人手不足は、最賃改定後でもすぐにその影響率が減少し、採用時時給だけでなく、在職者・経験者の待遇にも反映することが十分予想される。新規参入者だけでなく、在職者にも連動して時給引き上げを行わなければ、そのキャリア・経験は無視され、不満や転職の誘因ともなるからである。法定最賃時給1000円以上は、「人手不足」下での在職者保護のためにも必要である。

## (5) 結論

1. 以上、原告が主張する最低賃金時給 1000 円以上は (1) 日本の生計費との比較 (2) 学歴別初任給比較 (3) 最低賃金制の水準の国際比較(4) 現実の市場賃金の動向の 4 つの指標から見ても、十分根拠のある数字である。
  - (2) については極端に人員が減少している中卒者、最賃適用にその遺制が残る現状を速やかに改め、明確に 18 歳以上最賃にすべきである。それとの関連で、公務経験を経ない初任給を最低高卒者レベルに引き上げるべきである。
  - (3) については、欧州の最低賃金水準は平均賃金や中位値賃金と最低賃金を比較し、最低賃金水準を高める工夫をしている。日本にはこの発想がなく、先進国では著しく低い位置にある。日本の賃金構造での最低賃金の位置・役割は低く、一般労働者の賃金との格差が大きい。つまり最賃水準が異常に低い。すみやかに世界の先進国レベルに引き上げるべきであり、また先進国と同様の比較基準(平均賃金や中位値賃金と最低賃金との比較、「低賃金定義」の社会的基準)を設定し、最賃額との恒常的比較および見直しを行うべきである。
2. 神奈川県は首都圏の有力県であり、すでに述べた「常用型非正規」雇用が東京都と並んで多い地域である。近年大都市における「人手不足」化という労働市場の逼迫で、現行最賃水準(神奈川県 887 円程度)では人が確保できない事態も発生している。企業の基幹業務を担い、労働時間も正規並みの非正規労働者が最賃水準を 1000 円以上になれば、生活の厳しさが当面緩和できるし、就労によるインセンティブの向上、ひいては生産性の向上にも繋がり、企業経営にとっても有効に作用するであろう。<sup>20</sup>
3. 日本では低賃金の労働者が増え続け、現在の政策もそれを増やす動向にある。これを放置しつければ、当該労働者の当面の生活危機とともに、将来展望が見えない労働者を大量に生み出し、「格差社会」の深化や働く労働者の貧困化を確実に増大させ、社会の不安定化、その健全な発展にも大きなマイナスの作用を生むことは明らかである。この視点からこそ現行最賃制の抜本改革が必要であり、時給1000円以上の最賃額の実現はその当面の課題である。
4. 現在の賃金水準決定の仕組みを前提とすれば、法定最賃の大幅引き上げが低賃金層をサポートする最も重要な、かつ唯一の選択肢である。
5. この層の「最低賃金大幅引上げ」こそは、マクロ経済的に見ても、家計消費需要を拡大し、「経済の好循環」の実現にとっても大きなプラス条件となる。この低賃金層の賃金を「底上げ」することは、これらの大量の層の収入にプラスに影響し、経済自体も活性化させるポイントである。
6. 補足 1、補足2で挙げた国連社会権規約委員会の勧告にも対応し時給1000円以上の効果の試算(家計消費需要やGDP増加、雇用の増加など)にも間違いなくプラスに作用する。

7. 引上げにあたって、雇用維持に最大限努力している健全な企業で、その影響を受ける中小企業、零細企業には、その対策・措置の基準、指標を検討し、積極的に推進すべきである。(脚注15を参照)

#### 補足 1

「日本の最低賃金は最低生活水準に満たない」国連・社会権規約委員会が懸念

国際連合における「経済的、社会的および文化的権利に関する委員会」（社会権規約委員会）「日本の第3回定期報告書に関する総括所見」

国連社会権規約委員会は第50会期（2013年4月29日～5月17日）に採択した、「日本の第3回定期報告書に関する総括所見」で、日本の最低賃金の水準が、生活保護給付や最低生計費などを満たすにいたらないことに懸念を表明し、改善を勧告し、最低賃金の改正を求めている。それは以下のとおりである。

#### C. 主要な懸念事項および勧告

18. 委員会は、締約国全域の最低賃金の平均水準が、最低生活水準、生活保護給付額および上昇する生活費に満たないことを懸念する。（第7条、第9条、第11条）

委員会は、労働者およびその家族が人間にふさわしい生活を送れることを確保する目的で、最低賃金水準を決定する際に考慮される要素を見直すよう、締約国に対して促す。

委員会はまた、締約国が、最低賃金以下の報酬しか支払われていない労働者の割合に関する情報を次回の定期報告書で提供するよう要請する。

\*以上は、現行の日本の最低賃金制度の実態に関して、厳しい指摘を行っている。

以下は筆者の意見である。

①日本政府は国際連合やILOの勧告に対してしばしばそれを十分に尊重しない態度が見られるが、このような国際機関の意見や勧告は、日本がその加盟国として重要な位置にあり、しかもグローバル化に進展で、国際社会での孤立を防ぐ意味でもより重視していくべきものであろう。

②ここで再三指摘してきた日本の最低賃金水準の異常な低さについて、国際連合社会権規約委員会が提示した厳しい意見を日本政府が理解し、そこでの最低賃金制度についての懸念事項や勧告に答える責任がある。

③なお、「労働者およびその家族の必要」はILO 131号条約、135号勧告で明記されている。日本では母子世帯のミゼラブルな貧困の現状はもとより、多くの労働者は低賃金・低所得のため、結婚ができず、世帯形成ができない。同時に将来の見通しも持てない。最低賃金制度の大幅引き上げとともに、社会保障、社会的給付の充実によってこの日本の働く労働者の困難を脱却させることは日本の将来にとって大変重要であり、それは国家の責務であろう。

### \*最低賃金時給 1000 円以上の効果の試算

労働総研は最低賃金時給1000円に要する費用とその内需拡大効果について「産業連関表」を用いて表21、表22のように積算している。表21のように、最賃引上げの効果は大きく、該当者1人当たりの賃金月2万4049円増加し、該当者全員の賃金増加額は年間6兆8728億円増加する。これは国内生産を7兆7858億円増加させ、付加価値誘発効果によりGDP（国内総生産）を4兆734億円増加させる。経済効果は著しく大きい。

### \*当面「時給 1000 円最低 800 円」の早期実現を

2010年民主党政権期、中小企業への支援と連携して「2020年までの目標」の設定として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」を掲げた。これは先の「円卓会議」を踏まえ、「最低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に向けて政労使一体になって取り組む」との姿勢であった。

現自民党政権でも放棄せず、「堅持」する、とした。(2014年8月1日当時の田村憲久・厚生労働相発言)

2020年はもう「間」もない。直ちに実施すべきである。

表21 都道府県別低賃金労働者の実態と最低賃金（2011年、加重平均737円の時点）

	雇用者数 (2010年)	最低賃金 (2011年) (円/時)	最低賃金未満の労働者		時給1000円未満の労働者		時給1000円に引き上げた場合の効果	
			率	人數(推計)	率	人數(推計)	該当者1人あたり 賃金増加額	該当者全員の 賃金増加額
			(万人)	(%)	(万人)	(%)	(万人)	月(円)/人
1 北海道	211.2	705	5.1	10.7	52.5	110.8	29,121	3,872
2 青森県	51.1	647	3.6	1.8	59.2	30.2	30,270	1,098
3 岩手県	50.0	645	3.4	1.7	55.9	27.9	29,169	978
4 茨城県	91.0	675	3.2	2.9	52.5	47.7	27,013	1,547
5 秋田県	40.3	647	3.1	1.3	55.7	22.4	29,222	787
6 山形県	45.2	647	2.4	1.1	51.1	23.1	27,655	767
7 福島県	76.0	658	1.5	1.2	50.4	39.3	27,016	1,241
8 茨城県	116.7	692	1.8	2.1	44.3	51.7	22,901	1,422
9 埼玉県	82.7	700	1.7	1.4	48.4	40.0	23,035	1,105
10 群馬県	79.6	690	1.7	1.4	44.2	35.2	23,399	987
11 岐阜県	302.1	759	2.2	6.6	47.8	149.6	19,728	3,422
12 千葉県	249.9	748	1.9	4.8	44.3	110.6	19,914	2,644
13 東京都	475.6	837	3.3	15.5	27.9	132.6	17,759	2,825
14 神奈川県	367.4	836	3.3	12.2	39.6	145.6	18,275	3,193
15 新潟県	95.6	683	1.4	1.3	47.8	45.7	23,970	1,314
16 富山県	48.3	692	1.3	0.6	41.4	20.0	23,105	554
17 石川県	48.2	687	2.0	0.9	45.0	21.7	24,313	633
18 福井県	35.1	694	2.3	0.8	47.1	16.5	23,765	471
19 山梨県	33.6	690	0.8	0.3	49.2	16.6	21,911	437
20 長野県	86.9	694	2.1	1.9	43.5	37.8	23,366	1,061
21 岐阜県	85.1	707	2.0	1.7	49.1	41.8	24,042	1,206
22 静岡県	158.4	728	3.0	4.8	42.8	67.8	22,060	1,795
23 愛知県	312.6	750	2.7	8.3	37.7	117.8	20,928	2,958
24 三重県	74.9	717	2.5	1.9	45.8	34.3	22,600	931
25 滋賀県	56.8	709	1.3	0.7	45.7	26.0	22,485	700
26 京都府	97.6	751	2.8	2.8	48.1	46.9	22,186	1,250
27 大阪府	316.9	786	5.4	17.0	45.3	143.5	20,914	3,601
28 兵庫県	210.6	739	2.4	5.1	46.7	98.3	21,384	2,523
29 佐賀県	51.2	693	2.7	1.4	52.6	26.9	25,209	815
30 熊本県	34.2	685	3.0	1.0	52.9	18.0	26,939	580
31 鹿児島県	22.6	646	1.3	0.3	51.8	11.7	24,949	351
32 鹿児島県	28.3	645	1.4	0.4	48.4	13.7	25,794	424
33 沖縄県	76.3	685	2.1	1.6	44.1	33.6	24,398	984
34 宮崎県	114.0	710	2.8	3.2	43.8	50.0	24,251	1,454
35 山口県	56.4	684	2.7	1.5	49.4	27.9	27,314	914
36 徳島県	28.7	647	1.4	0.4	47.7	13.7	26,760	440
37 香川県	39.7	667	1.2	0.5	45.5	18.1	24,503	532
38 愛媛県	52.0	647	1.9	1.0	51.9	27.0	27,718	898
39 高知県	26.2	645	1.9	0.5	53.9	14.1	27,425	465
40 福岡県	188.2	695	4.2	7.9	55.6	104.7	24,961	3,136
41 佐賀県	32.7	645	4.0	1.3	56.2	18.4	30,779	679
42 長崎県	52.5	646	2.7	1.4	58.2	30.5	30,362	1,112
43 熊本県	65.8	647	3.1	2.0	57.5	37.8	31,085	1,410
44 大分県	45.3	637	1.6	0.7	51.0	23.1	28,974	803
45 宮崎県	40.9	616	1.7	0.7	56.1	23.0	31,442	866
46 鹿児島県	61.9	647	2.3	1.4	58.0	35.9	32,341	1,394
47 沖縄県	46.1	645	2.1	1.0	62.1	28.6	33,395	1,147
合計	4963	737	2.9	140.9	46.0	2,252	24,049	63,728

注)「最低賃金未満の労働者」および「時給1000円未満の労働者」の人数(推計)は、調査対象の労働者に占めるそれぞれの比率に、全体の雇用者数を乗じて推計した。

〔資料〕厚生労働省「毎月勤労統計調査」および「賃金センサス」、総務省「労働力調査」から作成。

表22 最低賃金を時給1000円に上げた経済的効果

効 果	単位	値
現金給与総額の増加（全対象労働者）	億円	63,728
内需（家計消費）の増加	億円	45,601
国内生産の増加（生産誘発効果）	億円	77,858
GDPの増加（付加価値誘発効果）	億円	40,734
雇用の増加 <sup>(注1)</sup>	人	410,565
税収増 <sup>(注2)</sup>	億円	7,231
生活保護費の支出減	億円	約3800
物価上昇	%	0.68

<参考>

2010年の内部留保額	兆円	461.0
内部留保に占める必要経費の割合	%	1.43

(注1) 「雇用の増加」は、内需の拡大に誘発された生産の増加によってこの人數に相当する仕事量が増えることを意味する。もし、残業等によって労働時間が増えれば、その分雇用は増加しない。

(注2) 国税と地方税を合わせた税収である。なお、地方税分は約43%。  
[資料] 総務省「家計調査」、「平成17年産業連関表」

財務省「法人企業統計」、税務関係資料等から作成。

(出所) 労働総研試算。

補足3 ILOは日本の審議会の差別的任命の解消を求めている

ILO総会に向けた条約勧告適用専門家委員会報告（日本案件部分）2013年

この報告では、中央及び都道府県最低賃金審議会から全労連は構造的に排除されているとしている。使用者代表のメンバーが三つの主要な団体から任命されているのに対し、連合とその加盟組織からの推薦のある者のみが労働者代表のメンバーとして任命されているとしている。

ILOに対する回答において、日本政府は、最低賃金法第23条並びに最低賃金審議会規則第3条の定められた手続きに則って労働者委員は任命されていると述べたのみである。

「政府の説明に留意し、委員会は以下の点に関する情報を提供するように求める：(略) ⅲ)  
審議会の代表性を増強するために、異なる労働組合連合から最低賃金審議会の労働者委員を任命することの可能性について検討したかどうか。」

\*筆者の意見では、最低賃金審議会の労働者側委員は現行のような「連合系」の独占ではなく、ナショナル・センターの一翼にある全労連にも公正な任命として当然配分すべきである。可能ならば、直接利害関係にある中小企業労働者、非正規労働者の代表も構成員とすべきである。ILO131号条約（「開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約」）ではその4条3項において「a 関係ある使用者団体及び労働者団体の代表者又は、それらの団体がない場合には関係のある使用者及び労働者の代表者。もっとも、これらの代表者は、平等の立場で参加するものとする」とある。これは直接先進国を意識した条約ではないとしても、1971年4月29日、日本も批准登録している。そうであれば、平等参加させていない現状について、当局からの明確な説明が行われるべきであろう。

1 労働調査会出版局編『最低賃金法の詳解』（平成21年）労働調査会、302～303頁

2 この間の経緯は拙著『日本最低賃金制史研究』1987年、梓出版社、第2章第2節で整理している。

3 ILO第26号条約（最低賃金制度の創設に関する条約）第3条2項では、最低賃金制度の運用に参与する「使用者と労働者とは、いかなる場合にも等しい人数で、かつ、平等の条件によって参与するものとする」とある。

4 この法には「労働協約の地域的拡張方式」（法11条）もあった。しかし、日本での企業別労使協定の状において、その協定を地域拡張するには協約適用は「労使の大部分」（当初3/4、その後2/3）がなければ地域拡張できないという法文上の難点（とくに「使用者要件」）があり、普及しなかった。その規定は2007年の法改正で削除された。

5 家具・家事製品被服・履物、教養娯楽耐久財、理美容用品など「持ち物」は、一般労働者の「持ち物財調査」に基づき、7割以上が保有している物を把握し、「価格調査」で把握した安値で金額を計算して国税庁の「原価償却資産の耐用年数」で割って月額を算出。食費は、総務省「家計調査」の第1五分位層の100g当たりの消費価格を食品別に計算し、必要なカロリー・栄養を満たす摂取量をかけて金額を算出。住宅は住宅情報から25m<sup>2</sup>の古いアパートの価格を把握する等して、必要な費目を積み上げた」「貧困問題に取り組む有識者による最低賃金アピール」2013年7月30日、17頁。

6 首都圏最低生計費調査作業チーム（全労連・労働総研：佛教大学金澤誠一教授監修）『首都圏最低生計費試算調査報告書』（調査時点2008年4月、6月）、「東北で働き、暮らす世帯に必要な最低生計費はいくらか」2010年3月30日による。なお、この単身25歳男性の生活の内容は「25m<sup>2</sup>の1Kのアパートに住み、家賃は駐車場代込みで3万円。39万円の中古車を所有し、通勤に使用している。冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、エアコンなど基本的な家財道具は、量販店で低価格でそろえた。娯楽用の耐久財としてテレビとパソコンを所持。光熱水道費は月額9,017円。朝食はパンと牛乳もしくはコーヒー。昼は500円の弁当。夕食は主に自炊（500円程度）そのほか月3回友人と会食（1回2500円）をしている。背広は3着（16、200円）を着まわし、ワイシャツは5枚（1970円）、靴は2足（5880円）。カジュアルな服はジーンズ等（1980円）3本、Tシャツ5枚（480円）等。月の小遣いは6000円。休日に家にいることが多い。上記の友人との会食以外の娯楽・レジャーは月2回、映画とショッピングなど（1回2000円）。1泊の旅行をする機会は年2回（1回30,000円）日帰りの旅行は年2回（1回5000円）。

7 最低賃金は「最低限賃金」を意味すること、である。最賃制は法律によってそれ以下の賃金をなくすだけでなく、それ以上の賃金を支払うことを意味している。Minimum Wageは本来「最低限賃金」と訳すべきところである。そうであるから、最賃額改定において、対象企業が新たに決定された最賃の時給額そのもので求人募集をすることは、「最低賃金の最高賃金化」であり、「違反」ではなくても正しい理解ではない。代表的なブラック企業の居酒屋「ワタミ」が全国展開する店舗において各地域のアルバイトの時給に地域格差をつけた最賃水準そのもので雇って

いた、として国会での議論で問題になった。「ワタミ」は人手不足と従業員・若者の抵抗もあって、2015年3月で閉鎖店舗は従来の計画42店舗から102店舗の及び、554店舗に縮小するとした（「東京新聞」2014年11月12日付）。この企業は「ブラック」な労働環境と人手不足で若い労働者が退職、または入職を敬遠したのであるが、そこには時給の絶対的低さ、「最低賃金の最高賃金化」も大きな一因であるとみなされる。

<sup>8</sup> 総務省「就業構造基本調査」では本文のように、非正規雇用者数は2012年2042万人、その比率38%となった。同省が12月26日発表した『労働力調査』は月末1週間に1時間でも働く労働者は失業者と見ない厳格な統計であるが、それでも2014年11月の「速報」では2012万人、非正規比率38%となった。

<sup>9</sup> 厚生労働省『平成24年版労働経済白書』（平成24年9月28日）

<sup>10</sup> 桜井啓太（大阪市立大学）「最低賃金と生活保護の逆転現象発生のメカニズムとその効果」『大原社会問題研究所雑誌』NO. 663. 2014年1月、7頁。

<sup>11</sup> 桜井啓太「最低賃金と生活保護—最低賃金決定における生活保護水準の妥当性」『貧困研究』vol10.2013年6月号による。

<sup>12</sup> 桜井啓太、同上論文104～105頁

<sup>13</sup> 拙稿「研究ノート超高齢化地域における所得保障システムの特徴（上）（下）」『國學院経済学』第57巻3・4合併号、第58巻第1号（平成21年3月30日、平成21年12月25日号）

<sup>14</sup> 労働調査会『最低賃金法の詳解』平成21年4月、労働調査会、46頁

<sup>15</sup> 同書46～47頁

<sup>16</sup> アメリカは連邦最低賃金5.15ドルを7.25ドルに引き上げるのに、2007年～2011年で約88億ドル（日本円で約8800億円）の中小企業向けの減税を行った。フランスでは2003年～2005年にかけて7.19ユーロの最賃を8.03ユーロに引き上げるのに、約170億ユーロ（日本円で約2兆2800億円）の社会保険料の使用者負担分を軽減した。日本の中小企業・小規模事業者対策予算は2014年度において1850億円で、そのうち最賃引上げ予算は27.5億円、わずか1.5%にすぎない。なお、厚生省当局が2020年までの目標として「時給800円未満」の地方の中小企業について、みずほ総合研究所に委託調査を依頼した結果では、（16道府県、13業種）、具体的支援策では当面の支援策として①価格転嫁の支援（①価格転嫁の支援・最低賃金引上げと中小企業の価格転嫁に理解を求める啓発活動の実施や取組支援・最低賃金の引き上げによる影響の多い業種を中心とした公正な取引の監視強化、所管官庁を通じた公正な取引の指導、下請法の遵守の徹底・価格転嫁に関する窓口の設置・発注元となる企業に対し、CSR（企業の社会的責任）の観点から適正な価格転嫁を遵守するよう促進・官公需契約における労務単価の適切な設定、最低制限価格制度の活用の拡大、下請企業を含めて実際の時給換算単価が最低賃金を下回っていないかどうかの監視・指導等②社会保険負担の軽減（・最低賃金の引上げに伴う労働コストの負担増加に対して、社会保険料の引き下げに対する要望が強いことから、保険原理（拠出に応じた給付）との関連や、社会保険料の引き下げに要する財源の問題にも配慮しつつ、検討を行うことが考えられる③賃金引上げや業務改善に対する経済的インセンティブの付与（・賃金引上げや生産性向上のための業務改善に対する取組意欲の向上を目的とした奨励金、助成金の交付を行うことが考えられる）

その他、経営改善施策として・経営指導・従業員教育支援、設備投資、販路拡大・販売促進活動なども指摘している。（『「中小企業における最低賃金の引き上げの円滑な実施のための調査等事業」報告書概要』平成22年12月、みずほ総合研究所株式会社、19～20頁）

<sup>17</sup> “Minimum Wage-fixing Standards adopted by the International Labour Organization General Conditions of Work Series”: No.29 1974. ILO. p.27

その英文は以下のとおり。

‘economic factors, including the requirements of economic development, levels of productivity and desirability of attaining and maintaining a high level of employment.’(Article3 (b))

<sup>18</sup> 筒井晴彦『働くルールの国際比較』2010年、学習の友社 100~101頁

<sup>19</sup> 丸谷浩介「最低賃金の国際比較—目的と決定方式からみた日本の特殊性」『月刊全労連』

N0.195.2013年5月号、3頁

<sup>20</sup> アメリカの連邦最賃引上げ（注15）において、時給5.15ドルから段階的に引き上げる点について全米1000社の社長と重役、中小企業経営者は最賃引上げを支持する声明に署名した。その声明では「私たちは、最低賃金の引き上げが地域経済を押し上げることになると期待している。低賃金労働者は、みずから生活し働く地元でお金を使うから、ビジネスにとっても、地域社会にとっても利益となる。賃金の引き上げは消費購買力を高め、労働者の移動を減らし、生産性を高め、製品の品質を高め、消費者の満足度を高め、会社の評判を高め、したがってビジネスにも利益となる」Sign Our Statement: Business Owners and Executives For a Higher Minimum Wage(Business for fair minimum wage)(2007年2月8日米国紙報道。訳は筒井晴彦氏による)

<sup>21</sup> 日本労働組合総連合『連合白書—2015年春季生活闘争の方針と課題』2014年、56頁なお、最賃最高(東京)が869円時点で最低664円の差は205円、「フルタイム就労であれば月3万円の差」という指摘がある。伊藤圭一「最賃時給1000円以上、全国一律制の実現に向けて法改正も視野に入れた最賃闘争を」『月刊全労連』2014年6月号、12頁。現在では格差は888円(東京)と677円(沖縄県)の格差は211円とさらに広がっている。

<sup>22</sup> 筒井晴彦、前掲書100~101頁